

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

報 告 書 （ 案 ）

平成20年5月

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 4
社会的責任の取組促進に向けて	・ ・ ・ ・ ・ 6
(1) 政府，市場，市民社会の関係の再構築	
(2) 社会的責任の取組促進に向けた環境整備	
. 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の意義	・ ・ ・ ・ ・ 8
(1) 持続可能な発展に向けた新たな公共統治モデル	
(2) 持続可能な発展に向けた円卓会議の役割	
. 円卓会議のあり方について	
1 . 円卓会議の目的と成果	・ ・ ・ ・ ・ 1 2
(1) 円卓会議の目的	
(2) 円卓会議の成果	
2 . 円卓会議における議論	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
(1) 協働戦略の構成要素	
(2) 具体的な社会的課題の選択	
(3) 意思決定方法	
(4) 議論にあたってのルール	
(5) 法令との関係	
3 . 円卓会議の機構・運営及び参加者	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
(1) 円卓会議の機構・運営	
(2) 委員の役割と選出方法	
(3) 機構・運営及び参加者に関するその他の論点	

4 . 国際社会や地域社会との関わり	・ ・ ・ ・ ・ 2 0
(1) 国際社会との関わり	
(2) 地域社会との関わり	
5 . その他	・ ・ ・ ・ ・ 2 1
(1) 関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進	
(2) 国民への周知啓発の重要性について	
. 補論：社会的責任の取組を促進する市場環境についての論点整理 ～ 市場環境整備策検討ワーキンググループ報告書～	
1 . 検討経過	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
2 . 社会的責任の取組を促進するための市場環境の全体像	・ ・ ・ ・ ・ 2 3
(1) 各主体の自律性と説明責任に基づく新たな経済社会	
(2) 好循環を作り出すための環境整備	
3 . 「カネ」	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
(1) 社会的責任投資の分類	
「広義の社会的責任投資」と「ソーシャル・ファイナンス」	
「SRI（狭義の社会的責任投資）」と「ESG 投資（責任投資）」	
(2) 広義の社会的責任投資	
受託者責任について	
年金受託機関の投資方針開示制度について	
公的年金による社会的責任投資	
(3) ソーシャル・ファイナンス	
諸外国の動向	
我が国の現状と課題	
4 . 「モノ」	・ ・ ・ ・ ・ 4 6
(1) 消費者による社会的責任購入	
環境社会ラベル	
消費者への普及・啓発	

(2) 政府による社会的責任調達

5 . 「ヒト」 5 0

(1) 公共財的な基盤となる知識の蓄積

(2) 人材の育成・交流の促進

(3) 情報環境の整備

(4) 財政基盤の整備

6 . 「情報」 5 3

(1) 制度開示

諸外国の動向

非財務情報の制度化の背景

我が国における検討

(2) 任意開示

情報開示ガイドラインの意義と問題点

マルチステークホルダー・プロセスに基づく情報開示ガイドラインの統合

参考資料 6 1

． 関連文書の抜粋

． マルチステークホルダー・プロセスについて

． 諸外国における持続可能な発展戦略とマルチステークホルダー・プロセスについて

． 社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について

はじめに

急速なグローバル化や技術革新の進展，気候変動など地球規模の問題の深刻化等を背景に，法令の枠組みを超えた，組織の自主的な取組を求める動きが世界的に強まっている。我が国においても，安全・安心の確保や地球環境への配慮をはじめとして，組織がそれぞれの社会的責任を主体的に果たしていくことが一層求められている。

こうした中，「国民生活における安全・安心の確保策について」(平成19年6月4日国民生活審議会意見)において，民の自主的な取組を支える環境整備を目的として，「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」(以下，「円卓会議」という。)を開催すること等が提言されたほか，「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日閣議決定)においても，社会的課題に関連したイノベーションを創出する社会システム改革の一環として，円卓会議の開催が決定された。ここに掲げられている政策枠組が実効性をもって機能し，組織の社会的責任の取組促進に向けた環境整備が進展するのであれば，安全・安心の確保のみならず，広く持続可能な発展に資することが期待される。

折しも，国際社会においては，2009年11月に国際標準化機構(ISO)による組織の社会的責任に関する国際規格(ISO26000)の発行が予定されるほか，一部の先進諸国においては，企業活動を社会や環境面からも積極的に評価する市場の傾向を前提とし，各種の制度整備に向けた動きが広がりを見せている。この時機に，社会的責任を巡る世界的な潮流と我が国における動向を符合させ，我が国が国際社会や地球環境に対して責任ある経済大国としての地位を確立する上で，円卓会議の開催は急務である。

ところで，上述の国民生活審議会意見においては，円卓会議の目的や検討課題，具体的な形態や運営方法については，今後の国民生活審議会において更なる検討を進めることとされている。そこで本研究会では，審議会及び円卓会議自体の検討に資するため，我が国において組織の社会的責任の取組を総合的かつ戦略的に促進する体制としての円卓会議のあるべき姿について，専門的な見地から提言を行うこととした。まず，平成19年12月27日に開催された国民生活審議会第2回総合企画部会において，本研究会として円卓会議のあり方について論点整理を行った中間報告書を提出した。平成20年3月11日に開催された第6回総合企画部会では，「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の開催に向けて」と題する意見書を提出し，円卓会議の意義や正式名称，構成や意思決定方法のみならず，

円卓会議の成果としての「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」の策定など、更に具体的な提案を行った。国民生活審議会はこれらの提言を基礎に精力的な審議を行い、円卓会議の開催に向けた審議会としての具体的な方針を、「消費者・生活者を主役とした行政への点検に向けて」(平成20年4月3日国民生活審議会意見)として取りまとめた¹。

また、円卓会議においては、社会的責任投資や社会的責任調達の促進策など、個々の組織の社会的責任の取組を支える横断的な市場環境の整備のための方策について検討を行うことが期待される。本研究会としては、円卓会議における検討に資するため、研究会の下に「市場環境整備策検討ワーキンググループ」を設置し、市場環境整備策について専門的な観点から検討を行ってきた。

本報告書は、研究会発足に先立つ懇談会やワーキンググループを含め計9回にわたる審議を経て、円卓会議のあり方や市場環境整備策についての諸論点を試案として取りまとめたものである。今後、国民生活審議会では、6月を目途に円卓会議のあり方についての最終的な取りまとめを行い、いよいよ本年中には、我が国において初めての本格的なマルチステークホルダー・プロセスである「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」が始動する。

本研究会としては、この報告書が、今後の国民生活審議会や円卓会議における議論、さらには、持続可能な発展や社会的責任を巡る国内外の議論に資することを期待する。

¹ なお、上述の国際規格における議論にあるように、今日では、企業のみならず、事業活動を行うあらゆる組織を社会的責任の取組主体として捉えることが多く、本研究会も、上記国民生活審議会意見書に従い、組織の社会的責任を論じている。ただし、国内外における影響力の大きさに鑑みれば、事業活動に係る企業や政府の社会的責任が最も重要であることは事実である。なお、後に述べるように、個々の組織の社会的責任の取組を促進するためには、事業者団体、消費者団体、労働組合、NPOや専門家、さらには行政など、社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たすことが何よりも重要であり、いずれにしても、この点が円卓会議の主な審議事項であることに変わりはない。

・社会的責任の取組促進に向けて

(1) 政府，市場，市民社会の関係の再構築

1990年代以降，急速なグローバル化や技術革新の進展は世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが，その一方で，現代社会の様々な領域において，政府の伝統的政策ツールのみにより課題を克服することをますます困難にしている。

特に，気候変動等の地球環境問題や発展途上国における貧困や人権の問題など，地球や人類の持続可能性を脅かす課題の多くは，国境を越える経済活動と地域の社会構造全般にまたがる複雑で多様な要因を有し，政府による対応の限界を露呈している。国内に眼を転じても，国際競争の激化や情報化の進展，少子・高齢化の急速な進行が，人々の価値観や労働形態，消費生活の多様化・複雑化を招き，従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。一方，国際的な競争の激化を背景に，世界的な規制緩和の潮流など，政府と市場の役割分担そのものが見直されている。

こうした中，法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも，例えば1970年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど，社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた²。しかし，今日の世界規模での関心の高まりの特徴は，社会的責任を，市場経済の見直しへの動きからさらに，政府と市場，そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして捉える動きが現れていることである。例えば，1990年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資（SRI）やラベリングといった様々な実践的ツールを活用して，市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されているほか，企業側も，積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し，よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに，環境・社会分野の需要を技術革新に繋げ，むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では，企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え，各種の市場環境の整備を始めている。ここでは，3者が孤立し対峙するのではなく，互いの役割を果たしながら，総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。

² その一部は，経済協力開発機構（OECD）「多国籍企業行動指針」（1976年6月）や国際労働機関（ILO）「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（1977年11月）など国際指針等の形で結実した。

(2) 社会的責任の取組促進に向けた環境整備

国家戦略としての社会的責任の取組促進

先述の通り、近年一部の先進諸国では、社会的責任の取組を促進するための各種環境整備を戦略的に進めているほか、アジア諸国も、急激な経済成長に伴う様々な課題に対処するため社会的責任に関心を寄せている。また、ハイリゲンダムサミットでは、OECD 多国籍企業行動指針や ILO 三者宣言に基づき、先進国が一致して企業の社会的責任の原則を強化することが確認されたほか、グローバルコンパクトや責任投資原則 (PRI) など、国連をはじめ様々な国際機関や非営利ネットワークが社会的責任に係る基準や規範作りを進めている。さらに、国際標準化機構 (ISO) では、数年以内に組織の社会的責任の実施ガイダンスとなる国際規格の発行を予定している。

今後、我が国が、経済大国として国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため、また、我が国自身の持続可能性を確実なものにするため、さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるためには、組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することが急務である。

社会的責任の取組促進のために何が必要か

社会的責任の取組を促進するためには、組織自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく、積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すことが必要である。そのためには、組織とその直接的なステークホルダーの多様な相互関係を基礎としながらも、これを取り巻く地域レベルや分野ごとの様々な主体、さらには国や国際レベルの主体が重層的にこれを支え、社会全体として、組織に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

そこで政府は、我が国においても社会的責任の取組を促進するための環境整備を総合的かつ戦略的に推進し、政府と市場そして市民社会が一体となって安全・安心で持続可能な未来を実現する体制を整備することを目的として、広範なステークホルダー代表により構成される「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を速やかに開催するべきである。

・安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の意義

(1) 持続可能な発展に向けた新たな公共統治モデル

円卓会議は、いくつかの点で、持続可能な発展の理念に親和的な新たな公共統治モデルの構築を志向している。一つは、1990年代以降の社会的責任自体の捉え方であり、もう一つは、円卓会議の基礎となるマルチステークホルダー・プロセス（Multi-stakeholder Process）と呼ばれる意思形成プロセスである。

持続可能な発展と社会的責任

前章の冒頭で述べた通り、1990年代以降、社会的責任を、政府と市場と市民社会が総体として社会的課題を解決する経済社会システムとして捉える動きが表れている。こうした捉え方は、持続可能な発展を巡る全人類的な議論の一つの帰結にほかならない。

例えば、1992年に「国連環境開発会議（地球サミット）」は、その採択文書アジェンダ 21において、持続可能な発展の達成のためには多様な社会集団の役割が不可欠であることを訴えた³。さらに2002年の「持続可能な開発に関する世界サミット」では、持続可能な発展に向けた政府、市場、市民社会のセクターを超えたパートナーシップの重要性が強調されたほか、同時開催された「持続可能な発展のための世界経済人会議（WBCSD）」においても、企業の社会的責任が大きく論じられた。持続可能な発展と社会的責任の関係を論じるこうした流れは、先述のハイリゲンダムサミットやグローバルコンパクト、さらには社会的責任の国際規格にまで連綿と続いていく。1990年代以降の社会的責任の実践は、アジェンダ 21が提唱した新しい公共統治モデルのあり方を具現化する、一つの社会システムの姿なのである。

持続可能な発展とマルチステークホルダー・アプローチ

持続可能な発展に関する国際社会における議論は、課題解決に向けた意思形成のプロセスにも大きな変革をもたらした。特に、マルチステークホルダー・プロ

³ アジェンダ 21は、「アジェンダ 21の全てのプログラムにおいて、各国政府が合意した目標・政策・枠組みを実効性をもって実施するためには、全ての社会集団のコミットメントと真の関与が不可欠である。持続可能な発展の達成に向けた根源的な条件は、意思決定に広範な社会層が参画することである。」として、持続可能な発展の実現に向けた多様な主体の役割を強調している。

セスと呼ばれる意思形成プロセスが、アジェンダ 21 が掲げた理念を実現する実践的な手段の一つとして、1990 年代以降、国連や各国政府、国際的な非営利ネットワークによって様々な形で実践されてきた。

マルチステークホルダー・プロセスの統一的な定義は存在しないが、概ね、相互に平等に説明責任を有する 3 主体以上のステークホルダー間における、意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセスと考えることができる。したがって、例えば、主に我が国で多用されている審議会が政府任命の学識経験者等によって構成され、専ら政府の施策について審議を行うのに対し、マルチステークホルダー・プロセスはステークホルダーの代表者によって構成され、政府以外も含めた広範な主体の取組について議論を行う。⁴

先述のように、持続可能な発展の達成のためには多様な社会集団の役割が不可欠である。そこで、多様な社会集団の自発的な取組の実効性を担保するために、当事者が参画した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組みが求められている。マルチステークホルダー・プロセスは、こうした新しい要請に応える社会的装置として、国際社会でこれまで一定程度の有効性が認められてきたものと考えられる。

円卓会議が提供する社会的合意形成や取組促進の枠組みも、まさにこうした国際社会の実践の延長線上にある。これまで国際社会においては、様々な目的で様々な形態のマルチステークホルダー・アプローチ⁵ が実践されてきたが、特に、広範なステークホルダー代表が対話を通じて情報や認識を共有し、協働して自ら解決にあたる手法は、組織の社会的責任の取組促進にあたっても極めて有効である。すなわち、社会的責任の取組を促進するための環境整備に際しては、主体間で信頼感が醸成され、目標や負担について関係者の十分な理解と支持が得られることが前提となる。このため、広範なステークホルダー代表が主体的に参画し、情報交換や対話を通じて、環境整備に向けた協働のあり方について、共通認識の醸成や一定の合意形成を行うことが重要である。円卓会議は、こうした認識共有や合意形成の過程の中核を担うことになる。

⁴ マルチステークホルダー・プロセスの試案的な定義及び類型等については、巻末の参考資料を参照。

⁵ ここでは、意思形成プロセスの中核にマルチステークホルダー・プロセスを採用した課題解決の手法全般を、“マルチステークホルダー・アプローチ”と呼ぶこととする。

(2) 持続可能な発展に向けた円卓会議の役割

持続可能な発展に向けたビジョンの共有

アジェンダ 21 において各国政府は、「持続可能な発展に関する国家戦略(NSSD)」を策定すること、並びに「持続可能な発展に関する国家委員会(NCSD)」を設置することを表明した。これを受けて、1990年代以降、各国では持続可能な発展に関する横断的な国内組織を設立し、これを基点に包括的な戦略の策定及び改訂を継続してきた。特にいくつかの先進諸国では、持続可能な発展戦略の策定過程でマルチステークホルダー・アプローチを採用し、様々な形で多様なステークホルダーの参画を確保している⁶。まさに、持続可能な発展に向けた国としてのビジョンを広範なステークホルダーで共有するとともに、ステークホルダー自らも主体的に戦略の実施を担うことを企図しているのである。

残念ながら我が国においては、環境・社会・経済を統合した形での、しかも、多様なステークホルダーに共有され、実践されるような持続可能性に関する包括的な戦略は存在しない。そこで円卓会議は、この欠落を埋め、戦略策定のためのステークホルダーの意思形成の中核としての役割を担うことが期待される。すなわち、我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来とはどのような姿か、そこに至るためには何が必要とされるのかについて、円卓会議での議論を通じて、広範な層でビジョンを共有するべきである。

持続可能な発展を支える市民社会の成長に向けて

先述の通り、国際社会においては、1990年代以降、政府と市場、そして市民社会の関係を再構築する動きとして社会的責任の取組が実践されてきた。一方で我が国では、伝統的に行政が“公”の担い手として存在し、市民は専ら公共サービスの受け手として、あるいは規制によって保護される存在として捉えられてきた。90年代以降、規制改革等を通じて社会的課題に対する市場の影響力は強まったが、背後で市場規律を支えるべき市民社会は、様々な基盤の欠如から十分な広がりを持っていない。

今後、我が国が持続可能な発展に貢献していくためには、健全で成熟した市民社会の存在が不可欠である。企業や行政に対して冷静で厳しい眼を向けるとともに、時には協働・連携して、持続可能な発展のためのコストを共有する、そうし

⁶ 諸外国の持続可能な発展戦略とマルチステークホルダー・プロセスの関係については、巻末の参考資料を参照。

た市民社会の存在がなければ、社会的課題に対する産業の対応力は弱まり、我が国の競争力を減じる可能性さえある。

勿論、市民社会の力強い胎動は我が国でもすでに始まっている。その存在は円卓会議の前提であり、また、その成長を促すことは円卓会議の極めて重要な目的の一つでもある。特に、我が国は「国連持続可能な開発のための教育の10年」の提唱国として、持続可能な発展を支える人材や組織が学び育まれる環境を積極的に整備すべきである。

未来に向けての責任

特に円卓会議を通じて、我々が真に果たすべきは、未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように、我々は、我々自身の利益に配慮しつつも、決して将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも、そして将来世代のためにも、社会を構成する全ての主体が、それぞれの本来果たすべき役割を改めて見つめ直し、短期的な負担や自らの利害を超え、より大きな枠組み作りに向けて協働することが強く求められている。そのことを通じてはじめて、我々は国際的にも信頼され、将来世代に誇れる新しい日本を築き上げることができるのである。

．円卓会議のあり方について

研究会では、今後の国民生活審議会や円卓会議における検討に資するため、以下の通り、円卓会議のあり方について整理を行った。

1．円卓会議の目的と成果

(1) 円卓会議の目的

前章までの問題意識に基づき、円卓会議の目的は、以下のように設定することが考えられる。

すなわち円卓会議は、広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで、（ ）我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し、その実現に向けた協働を推進するとともに、（ ）積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進することを目的とする。

具体的には、上記 及び の目的達成に向けた社会を構成する多様な主体による協働のあり方について、情報交換や対話を通じて参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行うとともに、政府が措置すべき方策について提言を行う。

(2) 円卓会議の成果

「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

各主体の協働の実現は、マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成果である。しかし、そのための具体的な目標設定のあり方については、以下の観点から、個別課題についての合意を場当たりに連ねるのではなく、一定の戦略性と包括性を有することが望ましい。

第一に、前章で述べた通り、円卓会議は、持続可能な発展に関する国としての戦略策定のための、ステークホルダーの意思形成の中核としての役割を担うことが期待される。したがって円卓会議においては、持続可能な発展に向け各主体の限られたリソースを最大限に有効活用するため、各課題間の優先順位付けも含めた総合的な判断がなされることが期待される。第二に、意思形成プロセスとして

の円卓会議の優位性は、各主体が単独で取り組むよりも、多様な主体が組織の垣根を越えて協働することで、短期的な負担を超えたより大きな効果をもたらされるような課題を扱う際に発揮される。したがって、特定の主体が負担を恐れて取組を躊躇し、結果的として全ての主体の利益が損なわれることのないよう、各主体の役割について全体の合意を得ることが重要となる。さらに運営の実務的な観点からも、議論に際して全ての参加者が共有できる成果目標があることが望ましい。

したがって、円卓会議における合意は、個別課題についての単発の合意の連続であるよりも、広範なステークホルダーが共有し得る包括的な戦略であり、持続可能な発展に向けた各主体の行動計画の有機的集合体であるべきである。そこで円卓会議は、上述の目的の達成手段として、目指すべき社会像、各主体の協働のあり方とそれぞれの役割、政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を取りまとめることが望まれる。この協働戦略を通じ、我が国の広範なステークホルダーが目指すべき未来像と進むべき道筋を共有し、その実現のための具体的な取組を展開していくことが期待される。

プロセスの重要性

ただし、円卓会議の要諦は、成果物としての戦略そのものより、むしろその前後のプロセスにあるということに留意が必要である。第一に、円卓会議の重要な役割は、戦略策定までの道程において適切な議論のプロセスを提供することである。戦略策定に向けてステークホルダー間で透明で建設的な対話が行われるからこそ、主体間に信頼関係が醸成され、合意された取組の実効性が確保される。したがって後述のように、適切な議論のプロセスを担保するいくつかのルール設定を予め行うことが重要となる。第二に、戦略に集約された各主体の取組の実効性を確実なものとするためには、戦略策定後のプロセスも重要となる。すなわち、協働戦略はPDCAの観点から、定期的に進捗状況の把握を行い、その後の戦略に活用するとともに、一定期間を経て改訂を重ねていくことが望ましい。

その他

最初の協働戦略は、組織の社会的責任に関する国際規格（ISO26000）の発行予定等にも鑑み、概ね2010年までに策定することが期待される。また、緊急性の高い課題については、協働戦略の取りまとめを待たずに順次取組に着手するべきである。

2 . 円卓会議における議論

(1) 協働戦略の構成要素

協働戦略の具体的な形は円卓会議において議論されるものであるが、特に以下の要素を含むことが期待される。

目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、 の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

横断的課題

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策、社会的責任投資（ないし責任ある投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

このうち、「横断的課題」に分類される横断的な市場環境整備策については、円卓会議における議論に資するため、本研究会に「市場環境整備策検討ワーキンググループ」を設置し、専門的な観点から考え得る論点の整理を行った。詳細については、次章「補論：社会的責任の取組を促進する市場環境についての論点整理」に掲載したが、当研究会としては、今後、円卓会議に専門の検討機関が設置されるなどして、活発な議論がなされることを期待する。

(2) 具体的な社会的課題の選択

組織の社会的責任の対象となる社会的課題が極めて多岐にわたるため、各主体のリソースの制約を考えれば、分野ごとに議論すべき課題については、一度に全ての課題を扱うことは非現実的である。また、マルチステークホルダー・プロセスで取り組む以上は、課題ごとの関係者の合意と参加を確保するとともに、対立ではなく

協働を模索し得るような項目を選別して取り扱う必要がある。

そこで、上記の要素のうち、特に「分野別重点課題」に整理される具体的な社会的課題については、国内外の現状に鑑みて特に重大性・緊急性があり、かつ、マルチステークホルダーで議論することがふさわしい項目を選び取り、優先順位を付けて取り組んでいく方式が考え得る。

さらに、社会的責任はあくまで取組の主体となる組織とそのステークホルダーとの個別的な相互関係を基礎とするべきものであるため、促進策の検討にあたっては、個別的な関係の多様性に十分に配慮することが必要である。

以上を勘案して、具体的な社会的課題に係る検討項目の決定にあたっては、以下の3原則を重視することが求められる。

協働の原則

特定の主体に対する要求のみを行うということではなく、各主体が単独では解決できない課題や、協働によってより大きな成果を得ることができる課題を扱うこと。

多様性尊重の原則

社会的責任の取組は、個々の組織とそのステークホルダーとの多様な相互関係を基礎としながら、これを地域や分野ごとのネットワークが支え、さらに社会全体としての取組が全体的な基盤づくりを行う役割を果たす、重層的な関係の中で、各主体の多様性を尊重しながら促進されるべきであるということ。

参加の原則

個別の社会的課題ごとに検討すべき項目については、当該課題の関係者の合意と参加を得ること。

(3) 意思決定方法

円卓会議においては、協働戦略の策定や運営方針の決定など、様々な局面において意思決定を行う必要性が想定される。

円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など、円卓会議全体の機構や運営に関する事項は、可能な限り全員一致を目指すべきである。

協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については、各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としているため、多数決等による強制を行うことは想定されない。むしろ、先述のように、最終的な合意に至る適切なプロセスを提供することこそが、円卓会議の重要な役割となる。具体的には、十分な透明性を確保しながら、本報告書に示した各種の原則やルールに基づき、建設的で実効性ある議論を促すことが重要である。また、全面的な合意に時間を要する場合は、中間報告のような形で段階的な整理を行うなどの柔軟な対応も考えられる。

一方、政府に対する政策提言については、可能な限り全員一致を目指すものとするが、不可能である場合、両論併記等の形によって、多様な意見の分布状況を示すこととする。

(4) 議論にあたってのルール

円卓会議における議論を建設的で実効性のあるものとするため、以下のように留意点をルール化することが考えられる。

国際的な議論の動向との整合性の確保

審議にあたっては、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保する。

具体的事例を取り上げる際の留意点

審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き、事件や事故に対する個別組織の具体的な対応を取り上げ、これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も、議事を非公開とするなど、円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。

建設的な議論

円卓会議は各主体の協働のあり方を模索する場であり、非生産的な批判を行う場ではない。したがって、各委員は、個別の組織や団体に対する一方的な非難は避ける。そのような発言があった場合、当該発言は議事に残さない。また、意見が対立した場合、それぞれ理由を明示するとともに、受け入れ得る代替案を提示するなど、建設的な議論に向けた誠実な対応を行う。

(5) 法令との関係

組織の社会的責任は、法令を超えた自主的な取組を通じて果されるべきものである。また、円卓会議が議論の対象とする、個々の組織の取組を支えるための各主体の役割についても、基本的に各主体の自主的な判断を通じて実現されるものである。しかし、以下の論点に関しては、特に、既存の政策形成の枠組では十分に議論がなされず、かつ、当事者であるステークホルダーの多くが問題意識を持っている場合には、法令に関する議論も排除するべきではない。

- ・ 社会的責任に関する議論の前提として、法的義務と社会的責任の境界に関する論点も排除するべきではない。たとえば、組織の活動に起因する社会的課題について、現状ではその解決が自主性に委ねられているが、やはり実体的な規制によって解決する方が望ましい場合がある。また逆に、既存の法令が実効性をもたず、むしろ自主的な取組に委ねた方が望ましい場合や、法令で義務付けなくとも自主的な取組によって十分に目的を達成できる場合も考え得る。
- ・ 法令の枠組みを社会的責任が補完し得る場合についても議論の対象とするべきである。例えば、法令は存在するが、自主的な取組を促進することなしには、法令が趣旨通り機能しない場合や、法令で大枠を作ったとしても、細部は自主的な取組に委ねざるを得ない場合、あるいは積極的に多様な取組の余地を残した方が望ましい場合が考え得る。
- ・ 社会的責任の取組を促進するための市場環境の整備策については、諸外国における制度整備の動向も参考にしつつ、法令による枠組みも含め、円卓会議において議論を行うべきである。

3. 円卓会議の機構・運営及び参加者

(1) 円卓会議の機構・運営

円卓会議は上記のように多岐にわたる議論を行うことから、その機構については、総会及び部会の二部構成を基本とすることが考えられる。

総会

総会は、審議事項の決定を行うほか、検討項目に応じた部会の設置を行うとともに、部会における検討を踏まえ、円卓会議としての取りまとめを行う。

部会

部会においては、総会で決定された基本方針に従って、課題別の専門的な検討を行う。部会は、必要に応じて、専門的な検討を行うワーキンググループ等を開催する。なお、審議事項によって鍵となる主体の合意で足る場合、部会レベルでの合意をもって円卓会議の意思決定とすることも考え得る。

運営委員会

運営委員会においては、審議項目案等の検討を行うほか、ステークホルダー別会合の開催支援や周知啓発活動を行うとともに、円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

(2) 委員の役割と選出方法

委員に期待される役割

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の機能を担保するためには、第一に、会議が3つ以上のステークホルダー・グループにより構成されることが必要となる。第二に、参加者が何らかの形でステークホルダーとしての立場を体現し、自身を含めた互いの取組について議論を行うこととなる。したがって、委員は、他の委員との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表明しあう。これは、主に学識経験者によって構成され、政府の施策について議論を行う審議会とは大きく性格が異なる⁷。

しかし、各ステークホルダー・グループを構成する全ての主体の意見を集約することは事実上不可能であることから、むしろ、委員には、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として、グループ内の意見を把握し、これを前提として円卓会議の場で発言を行うとともに、円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明や啓発に努めるほか、必要に応じ各主体を説得し、協力を求めることが期待される。

⁷ 国の審議会について定めた国家行政組織法第八条においては、「第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」とされている。ただし、一部の審議会においては、設置法令に基づき、特定のステークホルダー・グループの代表を委員として任命することとされている。

委員の選出方法

円卓会議では政府以外も含めた広範な主体の協働のあり方について議論を行うことから、自ら主体的に役割を果たす姿勢を有する委員を選出する必要がある。

選出方法については、まず、委員選出を各グループの自主性に委ねるという考えがある。この場合、各グループが、関連団体によるグループ別会合を開催するなど、毎年度の審議内容に応じ、透明で開かれた公正な過程を経て参加者の選出を行うことが想定される。また、グループ別会合の開催にあたっては、必要に応じ地域別や分野別の対話の場を設けるなど、可能な限りボトムアップによる民主的な過程を踏まえることが考え得る。この時、個々のステークホルダーは、参加者の選出を通じて円卓会議の議論に間接的に参画することとなる。

しかし、グループによっては選出母体となるネットワークが十分に整備されていないことや、そもそも組織化され得ないことが考えられることから、会議の主催者側が潜在的なグループの意見を代弁し得る人物を柔軟に選出するというやり方も検討すべきである。ただしこの場合においても、何らかの形で、グループ内の他の主体及び他のグループに対して、選出過程の透明性を確保することが必要である。

委員の構成

総会及び運営委員会の構成については、原則として、事業者団体、労働組合、金融セクター、消費者団体、その他のNPO・NGOの各グループの推薦を受けるなどした者、専門家、行政から構成される。ただし、選出母体が十分に組織化されていないグループや、意思決定に参加しないオブザーバーは、運営委員会が適任候補を選出する。一方、部会については、審議事項に鑑みて必要な場合、上記グループ以外の分類を設定する。

(3) 機構・運営及び参加者に関するその他の論点

上記の基本的な考え方の下、総会、部会、運営委員会における具体的な参加者の選出のあり方について、研究会においては、以下のような多様な意見があった。

- ・ 自ら主体的に役割を果たす姿勢を有する者の参加を促すため、グループごとのボトムアップによる参加者の選出過程がうまく機能するよう、より具体的な形で円卓会議の運営プロセスの中に位置づけることが重要。
- ・ 参加者は、個人としての立場ではなく、ステークホルダー・グループの代表として参加すべき。グループを代表して円卓会議で自らの意見を述べ、また、

円卓会議での議論を各グループに持ち帰ることが重要。

- ・ 団体代表は、グループ内の利害の多様性に引きずられ、平均的な意見しか出てこないため、柔軟な対応が期待しにくいという欠点がある。団体代表ではなくとも、社会から広範な支持を受け、個人として自らの発言に責任を持てる人物を柔軟に選ぶことが必要ではないか。
- ・ 各グループの自主性は重要だが、議題に照らして重要な人物であれば、主催者が主導的に選出することも必要。ただし、何らかの形で選出過程の透明性を確保することが重要。
- ・ グループごとの人的資源等の格差があることに鑑みれば、運営委員会に課される実務的な負担の大きさから特定グループの参加の実効性が損なわれないよう、何らかの支援を行う仕組みが必要である。

4 . 国際社会や地域社会との関わり

持続可能な発展や社会的責任の問題は、極めてグローバルな課題であると同時に、多くの場合、地域における取組こそが解決の要となることを踏まえ、以下に留意する。

(1) 国際社会との関わり

必要に応じて、オブザーバーとして国際機関や各国の産業団体、労働組合、市民団体等の参加を求めるなど、企業のグローバルな活動を踏まえた国際的な観点から議論を深めるとともに、我が国の取組を国際社会に向け発信する。また、協働戦略の策定に当たっては、アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成など、国際社会への積極的な働きかけも視野に入れた検討が期待される。

(2) 地域社会との関わり

必要に応じて、地方公共団体に対して円卓会議への参加を求める。また、各地域で既に実践されているマルチステークホルダーによる取組との交流や連携を図るとともに、積極的な広報活動を通じて円卓会議での議論を周知し、マルチステークホルダーによる対話の場が未整備な地域にも取組を促す。

5 . その他

(1) 関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進

円卓会議は、関係府省庁間の横断的な連携の下に開催することが必須である。また、政府は、円卓会議の提言を参考に組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を戦略的に進めるとともに、関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進するべきである。

(2) 国民への周知啓発の重要性について

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成否は、どれだけ広範な人々がそこでの議論に関心を持ち、直接・間接にこれに参画するかに懸かっている。参加者がいかに高い意識を持って議論を行ったとしても、各ステークホルダー・グループを構成する個々の事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO団体、ひいては一般の企業や労働者、消費者、投資家に関心を持たなければ、そこでの議論の実効性は低下する。そこで、円卓会議の開催にあたっては、積極的な周知啓発活動により各層の関心を喚起し、議論への参画を促すことが極めて重要である。

・補論:社会的責任の取組を促進する市場環境についての論点整理 ～市場環境整備策検討ワーキンググループ報告書～

1. 検討経過

(1) 平成 19 年 11 月 28 日 第一回ワーキンググループ

市場環境整備策全般についての自由討議
今後の検討の進め方について

(2) 平成 20 年 2 月 26 日 第二回ワーキンググループ

社会的責任投資の運用と今後の課題について
受託者責任の問題について
年金受託機関の投資方針開示について

(関係者ヒアリング)

- ・菊池 勝也 大和証券投資信託委託株式会社エクイティ運用第一部シニア・ファンドマネージャー
- ・山本 卓 企業年金連合会年金運用部株式グループリーダー, チーフ・ファンドマネージャー

(3) 平成 20 年 3 月 6 日 第 4 回研究会

市場環境整備策検討ワーキンググループの検討状況について中間報告
ステークホルダーの能力向上(キャパシティ・ビルディング)について

(4) 平成 20 年 4 月 23 日 第三回ワーキンググループ

公的年金によるSRI運用について
非財務情報の開示の在り方について
環境社会ラベルについて
政府の社会的責任調達について
ソーシャル・ファイナンスについて
ワーキンググループ報告について

(関係者ヒアリング)

- ・廣川 斉 金融庁総務企画局企業開示課課長補佐
- ・中山 元太郎 環境省総合経済政策局環境経済課課長補佐
- ・松本 秀一 環境省総合経済政策局環境経済課課長補佐

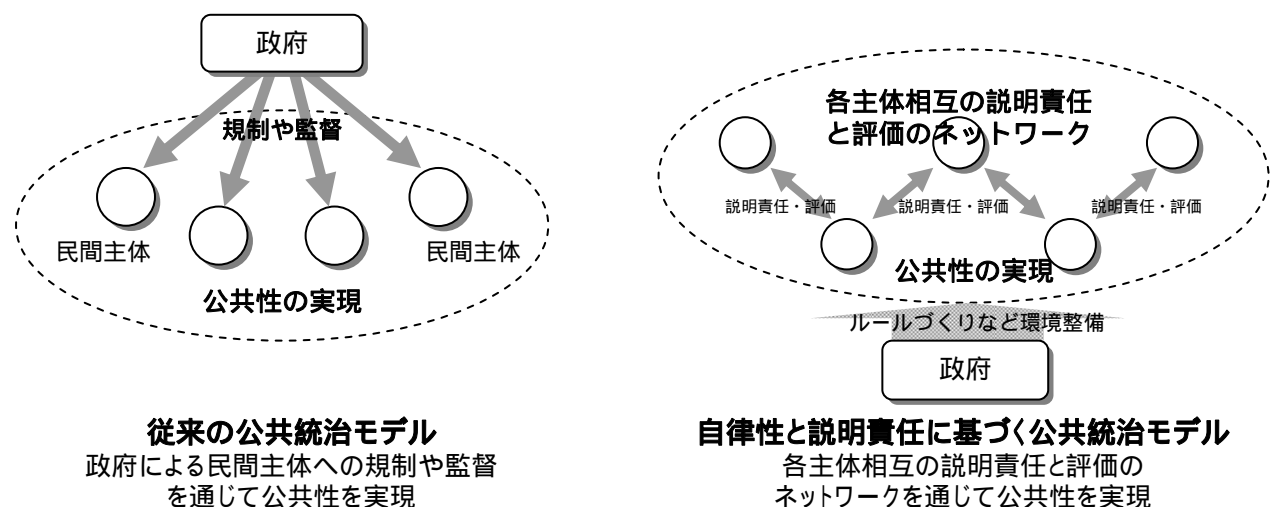
2. 社会的責任の取組を促進するための市場環境の全体像

(1) 各主体の自律性と説明責任に基づく新たな経済社会

90年代以降、社会的責任を、市場経済の見直しへの動きからさらに、政府と市場、そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして捉える動きが現れている。例えば、1990年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きや社会的責任投資(SRI)、ラベリングといった様々な実践的手段を活用して、市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されているほか、企業側も、積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し、よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに、環境・社会分野の需要を技術革新に繋げ、むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では、企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え、各種の市場環境の整備を始めている。

これは、政府が規制や監督といったツールを用いて市場の活動を方向付け、その結果実現される“公”を市民が享受するといった従来の公共統治のあり方ではなく、市場や市民社会を構成する各主体の自律性を前提として、個々の組織がステークホルダーに対し説明責任を果たすことによって、総体として社会的課題を解決する、新たな経済社会の方向性を示すものである。

(図1) 自律性と説明責任に基づく新たな公共統治モデル



(2) 好循環を作り出すための環境整備

しかし、組織が社会的責任の取組を進めるためには、取組に係る直接的な金銭的負担はもちろん、体制整備やノウハウの蓄積に要する人的・時間的負担など、有形無形の様々な負担を要求される。したがって、先述の方向性をさらに推進するためには、組織自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすとともに、積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進することが必須である。

本ワーキンググループでは、上述のような好循環を作り出すための環境整備の方策を、社会的責任の取組に関連した「モノ」「カネ」「ヒト」「情報」といった観点から整理した。

(図 2) 好循環を作り出すための環境整備



3. 「カネ」

ここでは、金融資本市場における投資や銀行融資など、組織の資金調達を中心とするカネの流通を通じて、組織の社会的責任の取組が評価される環境の整備のための方策について論じる。

(1) 社会的責任投資の分類

「広義の社会的責任投資」と「ソーシャル・ファイナンス」

検討の対象とする投融資のツールについては、投融資の主体、対象、形態、歴史的経緯などによって様々な類型が考えられ、着目点の違いによって様々な呼称、定義が流布している。ここでは便宜的にこれらのツールを総称して「最広義の社会的責任投資」とし、更にそれを公開株式の取得・所有を前提とする「広義の社会的責任投資」と、それ以外の「ソーシャル・ファイナンス」に分別した。また、「広義の社会的責任投資」には、最近急増している地球温暖化関連株などに着目したテーマ型のグロースファンドも含めた。

(図3) 社会的責任投資の分類

本報告書での分類		投融資の形態
最広義の社会的責任投資	広義の社会的責任投資 (公開株式の取得・所有を前提)	個人を対象とした投資信託 (グロースファンド) (温暖化関連株ファンド等)
	SRI (狭義の社会的責任投資)	個人を対象とした投資信託 (SRI ファンド) (エコファンド等)
		機関投資家によるスクリーニング運用・株主行動
	ESG 投資 (責任投資)	機関投資家による投資判断への ESG 要因の組み込み
	ソーシャル・ファイナンス (公開株式の取得・所有を前提とせず)	個人を対象とした貯蓄商品 (エコ預金等)
		商業銀行や社会的目的に特化した専門銀行による融資 (米コミュニティ開発銀行、蘭トリオドス銀行等)
		組合等による会員への融資 (米コミュニティ・クレジットユニオン等)
		ファンドによる投融資 (米コミュニティ開発ローンファンド・ベンチャーキャピタルファンド等)
		NPOによる投融資 (日本のNPOバンク等)

「SRI（狭義の社会的責任投資）」と「ESG投資（責任投資）」

また，ここでは，公開株式の取得・所有を前提とした「広義の社会的責任投資」を，さらに「SRI（狭義の社会的責任投資）」と「ESG投資（責任投資）」を「狭義の社会的責任投資」とに峻別して論じる。

前者は，投資商品の設計にあたり，環境や社会的側面に関して特別の評価基準と評価プロセスを組み込んだり，議決権行使等を通じて経営判断に影響を及ぼしたりする投資手法である。この中には，社会運動として欧米で実践されてきた伝統的なネガティブ・スクリーニングと，我が国で主流となっているポジティブ・スクリーニングを前提とした個人投資家向けの投資信託も含まれている。それに対して後者は，投資判断全般の中に，企業が抱える環境（E）や社会（S），ガバナンス（G）面でのリスクや機会（ESG 要因）を組み込んでいく投資手法で，メインストリームの機関投資家が主な担い手となる。

このように両者を峻別して論じる理由は，それぞれが登場した社会的・歴史の出自が異なるだけでなく，投資手法としての性質や潜在的な広がりが大きく異なるためであり，また，こうした違いに応じて，政策的なインプリケーションも異なるためである。特に，前者には，欧米の伝統的なネガティブ・スクリーニングのように，社会的課題を解決するために市民社会側が行使する経済的手法として，特定の社会的価値への共感を前提とするものが含まれている。それに対し後者は，ますます増大するグローバルなリスクや機会に対する市場側の反応であり，少なくとも潜在的には，中長期の運用を目的として市場に参加する全ての投資家の利害に関わるものである。特に，国連環境計画（UNEP）の責任投資原則（PRI (Principle for Responsible Investment)）に象徴されるように，メインストリームの機関投資家が ESG 要因を投資判断に組み込む動きは国際社会の不可避の傾向であり，今後，実務面で評価手法の開発や人材の蓄積が進むことが予想される。

とはいえ，両者は投資実務面で共通する部分が多いだけでなく，例えば前者が市場において一定の規模を占め，価格形成に影響するようになれば，一般の機関投資家の投資収益を求める投資判断にも影響を与えるなど，両者は相互に密接に関係しているものと考えられる。

(2) 広義の社会的責任投資

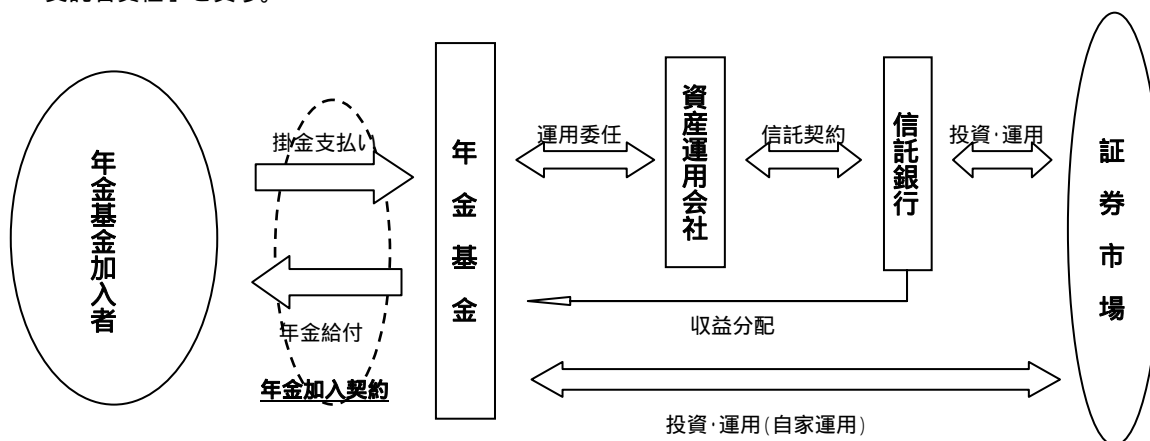
受託者責任について

受託者責任とは、一般に、資産運用委託関係等の委任に準ずる関係において、受託者がその受益者（寄託者）に対して負う責任である。受託者責任の中心的な内容としては、受託者はその地位や職責に求められる一般的な判断に基づいて、十分な注意を払わなければならないとする「注意義務」や、受託者は専ら受益者（寄託者）のためにのみ行動しなければいけないとする「忠実義務」などが挙げられる。

以下では、この受託者責任と社会的責任投資の関係について、法理論上の問題と投資手法上の問題に分けて論じる。また、先の分類の「SRI（狭義の社会的責任投資）」と「ESG投資（責任投資）」では、若干受託者責任に係る含意が異なってくるため、適宜峻別しながら論じる。

(図4) 年金基金の受託者責任

年金基金は、年金加入契約に基づき年金基金加入者の資産を寄託されていると考えられ、彼らに対して「受託者責任」を負う。



厚生年金保険法や確定給付企業年金法等の個別法には、年金基金の理事の忠実義務を定める個別規定がある (cf. 厚生年金保険法 § 120 の 2、§ 120 の 3、確定給付企業年金法 § 70 etc.)。また、年金基金と資産運用会社の運用委任関係 (前項の売買契約にあたる) においては、資産運用会社は基金に対して運用受託機関としての忠実義務を負う (cf. 厚生年金保険法 § 136 の 5、確定給付企業年金法 § 72 etc.)。

厚生年金基金及び確定給付企業年金の基金の受託者責任についての厚生労働省ガイドライン (「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」[厚生省年金局長平成 9 年 4 月 2 日年発第 2548 号]、「確定給付企業年金にかかる資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」[厚生労働省年金局長平成 14 年 3 月 29 日年発第 03290009 号]) においては、基金の理事の忠実義務の具体的な内容や善管注意義務、さらには運用受託機関 (資産運用会社) の忠実義務が規定されている。

1) 法理論上の問題

伝統的に社会的責任投資との関係で受託者責任が問題となるのは、年金基金等の機関投資家が、加入者の明示的な意思表示がない場合において、企業の社会や環境面での取組を考慮することが受託者責任に反するか否かという点である。特に欧米では、年金が社会的な目的から行うネガティブ・スクリーニングが受託者責任に抵触するか否かについて、1970年代より度々裁判上の争点となっており、判例法の蓄積や制定法での整理がなされてきた。例えば米国労働省は1999年に、受託者責任に係るERISA法（Employee Retirement Income Security Act of 1974）404条の解釈について、概ねこれまでの判例と合致した見解を公表した¹。これにより、米国においては、社会的責任投資は、（ ）社会目的が付随的である限り忠実義務違反にはあたらない、（ ）選択可能な他の投資と同等かそれ以上のリターンを有する限り、注意義務違反に当たらない、といった見解が概ね確立したと考えられる。

もともと受託者責任は、英米法のfiduciary概念が信託法理や判例法において発展する中で形成されてきたが、我が国においては、これまで法体系上の位置付けが明確に整理されておらず、ERISA法のように受託者責任を包括的に規定する法律も存在しない²。また、社会的責任投資との関係についても、これまで裁判上の争点となったこともなかった。年金基金側の認識としても、受託者責任が社会的責任投資の導入に際する阻害要因となっているという自覚はそれほど高くはないようである³。

むしろ問題は、受託者責任の問題として論じられている点のほとんどは、実際には以下に述べる実務上の課題として取り組むべき問題であるにも関わらず、現実には、法理論上の論点と混同して議論がなされている恐れがあることであろう。したがって、社会的責任投資に関する実務上の議論を進める環境を整えるという意味でも、行政が、受託者責任に関する法理論上の考え方についてガイドライン等において一定の整理をすることも考え

¹ 当該見解は、「ERISA法は社会的責任ファンドがもたらすような付随的便益を禁止するものではないが、受託者はもっぱら加入者の利益のためにだけ行動するものであり、加入者の利益を無関係の事項に劣後させてはならない。つまり、そのような投資は、経済的価値の点から判断して他の利用可能な投資方法と同等か、または、優れていると認められなければならない。」とした。これは、「選択可能な他の投資と同等（以上）の経済的価値（リスクを勘案した投資のリターン）を有する限り、社会的責任投資がもたらす非経済的要素（付随的便益）の観点からそれを選択しても、信託義務に違反するものではない」という、ERISAに関する判例が80年代から示してきた見解とほぼ同一である。

² 詳しくは、長谷川[2004]参照。

³ 財団法人年金シニアプラン総合研究機構[2008]によると、SRIを「現在組み入れておらず、今後も検討する予定はない」と回答した289基金のうち、SRIの採用を検討しない理由として「受託者責任に反すると思うから」と回答した基金は12（2.7%）であった。

られる。その内容については更なる検討が必要であるが、基本的には、米
国労働省の見解と同じ方向での整理が有効であると思われる。

2) 投資手法上の問題

投資手法上の問題については、「SRI(狭義の社会的責任投資)」と「ESG
投資(責任投資)」では問題の質が異なるため、明示的に峻別して議論する
必要がある。

前者については、投資商品としての SRI のあり方の問題となる。否定的
な見解としては、何らかの社会的な目的で銘柄排除を行う場合、ポートフ
ォリオに歪みが生じ、分散投資義務に反するという考え方がある⁴。一方で、
政策アセットミックスを策定する段階で銘柄排除を行うことは問題だが、
運用環境などの見通しに関する基金としての戦略的な考え方を実践アセッ
トミックスとして定義し、運用手法の一つとして導入するのであれば受託
者責任上の問題は解決でき、むしろリスク分散効果が期待されるとする考
え方もある⁵。ただしこの場合でも、運用基本方針において加入者に対し SRI
組み入れの考え方を説明することと、運用パフォーマンスに貢献する観点
からの選別がなされていることが必要である。そのほか、調査・評価と投
資判断を別組織で行うなど、投資商品としての SRI ファンドの成熟度を疑
問視する見方もあり、いずれにしても、「SRI(狭義の社会的責任投資)」に
ついては更なる実務上の蓄積が期待される場所である。

一方、「ESG 投資(責任投資)」については、UNEP FI を中心に受託者
責任についての国際的な研究が続けられている。UNEP FI が 2005 年に公
表した Freshfields Bruckhaus Deringer による法律意見書では、() 最適
ポートフォリオ構築の観点からは、ESG を考慮要素とすることは望ましい、
() 実際の投資判断は投資先の選別に先立ち、考慮すべき要素の関連性と
ウェイトの 2 段階で行われるのであり、経済収益性と ESG を比較する対立
的なアプローチは妥当ではないとされており、結論として、ESG が受益者
の利益に優越するというわけではないが、社会の変化に伴い、受益者の利
益を図るためには、もはや ESG を無視するべきではないとしている⁶。

⁴ 例えば寺田[2005]の主張によると、SRI の銘柄選別の段階において、事業経営が多角化し
ている大企業の方がなんらかの基準に抵触して排除されやすくなり、中小企業偏在のポ
ートフォリオになって投資リスクが高くなる。また、環境や雇用条件といった基準によっ
ては、環境負荷の高い事業や労働慣行の差異によって特定カテゴリーの企業が排除され
るという傾向が見られ、ポートフォリオの内容に歪みが生じることになる。結果として、SRI
は分散投資義務に反することになり受託者責任に反するとしている。

⁵ 詳しくは宮井[2004]参照。

⁶ UNEP FI[2005]参照。

近年、ESG 要素と投資収益や企業価値の相関関係についての実証的な研究が増えており、少なくとも中長期的な観点から見れば、従前のように両者は負の関係にあるとする主張はむしろ少数派となっている。これは、グローバル化の中で企業が ESG に関係する様々なリスクや機会を抱えていることの現れであり、先の法律意見書が主張する通り、もはや投資判断において ESG 要素を考慮することが投資収益を損なうとする単純な見方は現実には成り立たなくなっている。

むしろ今後の議論の焦点は、ESG を構成する多様な要素のうち、いかなる要素がどのような形で企業価値に結びつくかについての個別的な分析である。特に我が国の企業は、欧米のグローバル企業に比べ、ESG への取組を自らの経営戦略と関連付けて説明する実践が不足しており、投資家側もそれを評価する段階にいたっていない。ESG 要素をいかに開示し、評価するのか、今後、我が国でも実務レベルでマテリアリティについての議論が更に進むことが期待されるが、同時に、これを政策的な環境整備で後押しすることも考えられる。その一つが、近年諸外国で導入されている年金受託機関の投資方針の開示制度である。

年金受託機関の投資方針開示制度について

1) 諸外国における年金受託機関の投資方針開示制度

近年，社会的責任投資に関連して諸外国において実践されている政策的な措置の一つとして，年金受託機関に対し，ESGに関連した投資方針の開示を義務付ける制度が挙げられる。諸外国では様々な制度設計がなされているが，特にその原点となった英国における導入例が特に参考になる。

(図5) 諸外国の年金受託機関の投資方針開示制度

イギリス	年金受託機関に対し，投資先の選択，保有，売却を行う際に，社会的，環境的，倫理的な配慮がされていればその程度，および投資に付随する権利（議決権も含む）の行使に関連した方針開示義務づけ（年金法改正：2000年7月）
オーストリア	年金基金に対し，投資原則に社会，環境，倫理的側面の配慮について開示することを義務づけ（年金基金法：2005年）
ベルギー	年金基金に対し，投資方針に関する社会的，環境的，倫理的な配慮に関して年次報告書において開示することを義務づけ（補足年金に関する法律：2003年）
フランス	従業員貯蓄制度の運用機関に対し，株の売買，または，それに付随する権利の行使について，社会的，環境的，倫理的な配慮をするとともに，年次報告書に明記を義務づけ（従業員貯蓄プランの一般化に関する法律：2001年2月） 年金準備基金（FRR）に対し，投資方針について社会的，環境的，倫理的な配慮の程度について監査委員会に報告することを義務づけ（社会，教育，文化の規律に関する法律：2001年2月）
ドイツ	年金商品提供者に対し，契約当事者に資金の運用に際し，倫理・社会・環境要素が考慮されているか，あるいはどのように考慮されているか等に関する情報提供・開示を義務づけ（老後保障のための契約の承認に関する法律：2001年）
イタリア	全ての付加年金制度について，資産運用の際，社会的，環境的，倫理的な配慮を行っているか年次報告書及び文書等において，年金加入者に対し，開示することを義務づけ（付加年金制度に関する法律：2004年）
スウェーデン	公的年金基金6機関に対し，投資原則を開示することを義務づけ（公的年金基金法：2000年） すべての公的年金基金に対し，環境面，倫理面で配慮するSRIの投資原則の採用，年次報告書におけるSRIの投資原則に基づく結果開示の義務づけ（公的年金基金法改正：2001年）
オーストラリア	投資的側面を持つすべての商品（年金商品を含む）に対し，商品内容開示報告書に労働基準，環境的，社会的，倫理的な配慮がどの程度考慮されているかの開示を義務づけ（金融サービス改革法：2001年）

2) 英国における年金受託機関の投資方針開示制度

英国においては，1995年年金法及び関連規則において，年金基金は投資方針を文書化するとともに，これを年次報告に記載することが規定された⁷。さらに2000年7月改正において，投資先の選択・保有・売却を行う際に，社会的・環境的・倫理的な配慮がされていればその程度，並びに議決権等の行使

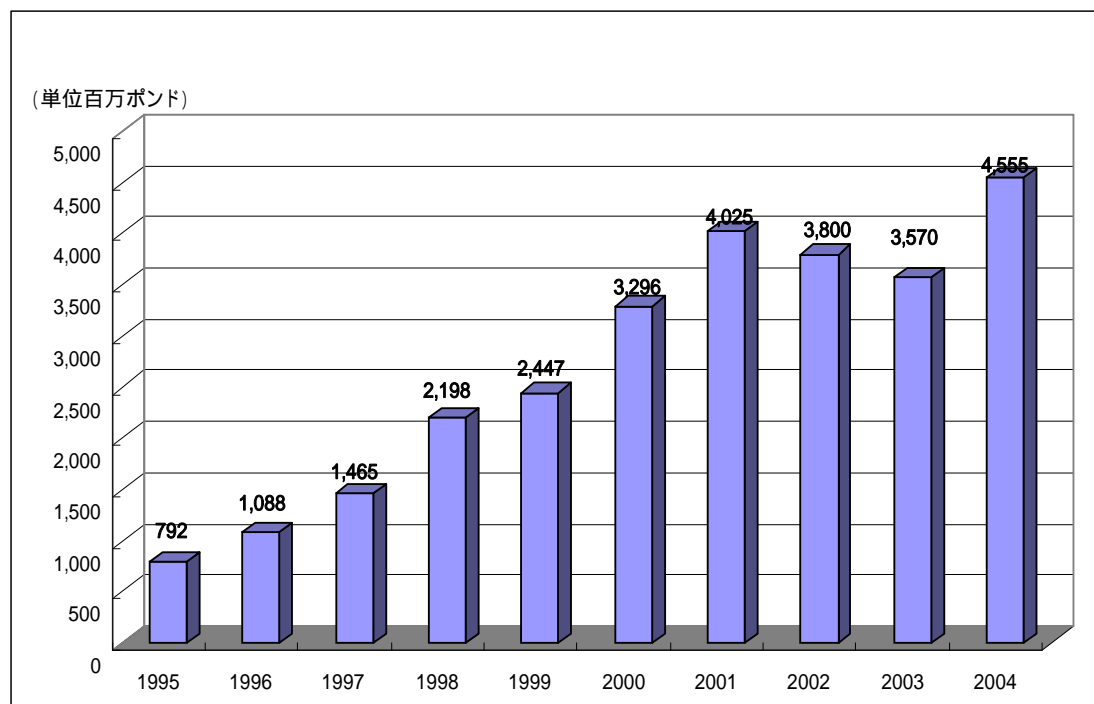
⁷ 1992年に発覚した巨額の年金積立金流用事件（マックスウェル事件）を受け，職域年金の安全性確保や年金受託者への監督強化を定めたもの。

に関連した方針を、上記の投資方針として記載することが規定された。この結果、英国における年金基金による社会的責任投資は劇的に増加した。

(図6) 英国年金法における投資方針の開示規定

1995年年金法 (Pension Act 1995)	2000年7月年金法改正 1999年職域年金制度改訂規則による1995年年金法に基づく 1996年職域年金制度の改訂
<p>35条</p> <p>(1)委託スキームの受託者は、スキームの目的のための投資意思決定に適用される投資方針を書面として準備し、維持し、随時改訂されることを担保しなければならない。</p> <p>(2)原則文ではとりわけ以下の事項を対象としなければならない。</p> <p>(a)36条及び56条の遵守を担保するための受託者の方針</p> <p>(b)以下の事項に関する受託者の方針</p> <p>(3)前項の規定による事項とは、</p> <p>(a)実行する投資の種類</p> <p>(b)投資種類別の構成</p> <p>(c)リスク</p> <p>(d)投資の期待収益</p> <p>(e)投資の換金性</p> <p>(f)その他の規定される事項</p>	<p>1999年職域年金制度改訂規則</p> <p>11A 35条(3)(f)「その他の規定される事項」(受託者が投資方針の中で、方針を明示すべきその他の事項)は以下の通り</p> <p>(a) <u>投資先の選択、保有、売却を行う際に、社会的、環境的、倫理的な配慮がされていればその程度;および</u></p> <p>(b) <u>投資に付随する権利(議決権も含む)の行使に関連した方針</u></p>

(図7) 英国におけるSRI投資残高の推移



(単位:10億ポンド)

	1997年	1999年	2001年
SRI投資信託	2.2	3.1	3.5
教会	12.5	14.0	13.0
慈善団体	8.0	10.0	25.0
年金基金	0.0	25.0	80.0
保険会社	0.0	0.0	103.0
合計	22.7	52.2	224.5

(出所) Russell Sparkes,2002,"SRI:A Global Revolution",John Wiley & Sons

英国における一連の改革は、長い社会的責任投資(「SRI(狭義の社会的責任投資)」)の歴史⁸やNGOの強い影響力を背景としながらも、基本的には、持続可能な発展の実現に向け企業活動を誘導していこうとする政府の政策的意思によって主導された⁹。ただしこの制度が極めて特徴的なのは、第一に、社会的責任投資を行うことを年金基金に義務付けるものではなく、あくまでも情報開示規定であるという点である。第二に、対象とされているのは、英国で伝統的に行われてきたネガティブ・スクリーニングなどではなく、まさにメインストリームの機関投資家による通常の投資判断であるということである。

このことに関連して、本規定は次のような重要な意義を有すると考えられる。

① 受託者責任の一環として ESG 要因を考慮することを要請

もし投資判断が ESG の観点からなされているのであれば、年金基金は本規定に従って、その事実と程度を明示する必要がある。このことを通じて当該基金は、ESG を考慮した投資をすることが受託者責任に反しないことについて、委託者に対する説明責任を負うことになる。一方、本規定が存在するとしても、年金基金が ESG の観点からの投資を行わないとの方針を採ることは何ら問題ない。ただしその場合、ESG 要因を考慮しないことが受託者責任(特に注意義務)を果たすことになる理由を委託者に明らかにする義務を負うことになる。

⁸ 英国の社会的責任投資は、クエーカー教徒の倫理的投資の慣習や英国国教会の啓蒙活動に始まる。1980年代には反アパルトヘイト運動を背景に The Ethical Investment Research Service(EIRIS)が設立されたほか、84年には初の倫理的投資信託、88年には初のエコファンドが立ち上げられた。また、1991年には世界に先駆けて、The UK Social Investment Forum(UK-SIF)が設立された。

⁹ 当時の各アクターの反応等については、Wheeler & Woodward[2004]を参照

すなわち 結果的に ESG の観点から投資を行うにせよそうでないにせよ、少なくとも全ての ESG 要因が有するリスクや収益機会を、非 ESG 要因のそれと同等レベルまで把握し、具体的にどの ESG 要因を組み込む（あるいは組み込まない）のかを検討することを要請されているのである。このことはまさに、ESG を構成する多様な要素のうち、いかなる要素がどのような形で企業価値に結びつくかについての個別的な分析、すなわちマテリアリティについての検討を後押しする、政策的な環境整備であると考えられる。換言すれば、単なる情報開示規定が、現実に年金基金の社会的責任投資を促進することに繋がる理由は、この規定が、本来投資判断に組み込まれるべきであるにも関わらず組み込まれてこなかった側面に、機関投資家の眼を向けさせる契機となったからである。

(図 8) 年金法改正に関する年金担当大臣発言

- 1) 本規定は、採用されるべき投資方針に対する強制でなく、あくまでもディスクロージャーの規定であり、受託者が社会的責任というかたちで投資しなければならないという規定であるとはみなされない。
- 2) 投資の財務上のパフォーマンスに影響をおよぼすと思われる事項は、すべてそれがどこに由来するとしても、投資戦略を考える時に受託者の頭の中に入っていなければならない。
- 3) 政府は、受託者に対して当該投資価値に影響をおよぼすと思われるすべての領域にわたる要因について十分に理解し、かつ適正な考慮すべき事項をすべて斟酌して初めて投資すべきであるように促すことを望んでいる。したがって、この規定は受託者の投資に人為的な制約を加えることとは、まったく別物である。
- 4) 本規定は、このところ高まってきている社会的責任とコーポレート・ガバナンス問題に関わる議論を一層押し進めることにより、投資計画の透明性を改善すること、ならびに受託者が自らの投資決定に幅広い意味と年金制度加入員の長期的な利益を注意深く考慮するよう促すことにある。

(1998 年 7 月 UK-SIF の年次会合にて)

(出所) 今福[2003]

) 投資先企業の情報開示の促進

本規定のもう一つの意義は、年金基金からの要請を通じて、ESG 要因に関する企業側の情報開示を促しているという点である¹⁰。「情報」の章で検討するように、非財務情報の取り扱いについては、会社法上の事業報告書や金融商品取引法上の有価証券報告書などの媒体を通じて、政府から企業側に直接的に開示を義務付けるやり方もあるが、年金基金を通じた間接的な開示要請は、投資判断に必要なマテリアルな情報を投資家側から求めるという点で、緩やかで柔軟な開示規制であると考えられる。

¹⁰ 1990 年代以降のコーポレート・ガバナンスや内部統制に係る企業制度改革の流れが、機関投資家から投資先企業への ESG 要因についての情報開示要請に繋がる点については、今福[2003]を参照。

3) 我が国における検討

先述の通り、今後、受託者責任に関する議論は、ESG 要因を考慮することが委託者の利益を損なうか否かというゼロサム議論ではなく、ESG を構成する多様な要素のうち、いかなる要素がどのような形で企業価値に結びつくかについての個別的な分析に移行していくべきである。そこで、こうした方向性を政策的に推進する手法として、年金受託機関の投資方針の開示制度の導入は考慮に値するものと思われる。特に、メインストリームの機関投資家の投資判断への ESG 要因の組み込み（本報告書で言う「ESG 投資（責任投資）」）が国際的な主流となる中で、金融実務に必要以上の負荷をかけることなく、我が国の現状の転換を促していく契機として有効であると考えられる。

ただしその場合でも、情報開示が横並び的で画一的な対応とならないよう、制度設計や導入のタイミングには注意が必要である。先述の通り、特に我が国の企業は ESG への取組を自らの経営戦略と関連付けて説明する実践が不足しており、投資家側もそれを十分に評価する段階にいたっていない。したがって、少なくともマテリアリティの議論が実務レベルで始まることが前提となり、それを一層後押しするものとして、こうした制度の導入を検討する必要がある。

公的年金による社会的責任投資

公的年金による社会的責任投資は、民間資金の社会的責任投資を促進するためのツールとして、また、それ自身の投資先企業の CSR を促進させるためのツールとして、近年、諸外国で多くの実践が見られる。ここで言う公的年金は、後述のように、加入の強制性や加入対象者の包括性を前提とする“社会保険型”の公的年金と、加入者の職務の公共性を前提とする“公職年金型”の公的年金に大別されるが、この分類に従えば、我が国の公的年金のうち、国民年金及び厚生年金保険は“社会保険型”に、公務員等共済年金（国家公務員共済，地方公務員等共済，私立学校教職員共済）は“社会保険型”と“公職年金型”の両方に分類される。

1) 公的年金による社会的責任投資の必要性についての考え方

公的年金の運用においては、当然のことながら、積立金の中長期的な収益性や安定性に資する投資先を選別する必要がある。特に国民年金及び厚生年金保険については、積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行われることが法定されている（国年 § 75，厚年 § 79 の 2）。したがって、公的年金による社会的責任投資を考える場合、こうした運用目的との関係で、その必要性についての合理的な説明が必要となる。なお、以下はそうした説明についての試案的な整理であるが、実際に諸外国で導入されている実例においては、むしろ複合的な説明がなされているということに留意が必要である。

a) 中長期的な収益性・安定性の確保

まず、積立金の中長期的な収益性や安定性を追及するための方策の一環として、財務面から公的年金の社会的責任投資による運用の必要性を捉える考え方がある。具体的には、以下の二つの観点が存在する。

) 投資先企業の投資収益

第一に、投資先企業の ESG 要因が、当該企業自体の投資収益に及ぼす影響を考慮する観点から、公的年金の社会的責任投資による運用の必要性を捉えることができる。これは、先述した社会的責任投資の分類のうち「ESG 投資（責任投資）」の考え方そのものであるが、長期的な観点からの運用が義務付けられている公的年金の運用の場合、「ESG 投資（責任投資）」に特に整合的であると言える。したがって、公的年金を「ESG 投資（責任投資）」の考え方で運用する場合、基本的には、現行法の運用目

的を何ら改正する必要性は生じない。また、具体的な運用項目は、多様な ESG 要因のうち何がどの程度財務に影響を及ぼすのかに依存するため、運用実務におけるマテリアリティの判断に委ねられることになる。

）ポートフォリオ全体の収益性・安定性

第二に、投資先企業の ESG 要因に起因する外部経済が、ポートフォリオ全体の収益性・安定性に与える影響を考慮する観点から、公的年金の社会的責任投資による運用の必要性を捉えることができる。) の考え方が、長期運用の民間資金と本質的には同じものとして公的年金を捉えているのに対し、この外部性に着目する考え方は、公的年金を、その運用規模の大きさ (GPIF の運用資産額は世界一の規模[2007 年時点]) とポートフォリオの包括性において、民間資金とは異質のものとして捉え、その社会的責任投資による運用の必要性を導き出している。

例えば、ある企業が産出する外部経済が他の企業の中長期的な成長に貢献する場合、長期運用資金も含め、民間資金にはそうした企業に積極的に投資するインセンティブが生じない (フリーライダー問題)。しかし、投資対象が包括的で投資額が大きい公的年金の場合、そうした企業の成長は、結果としてポートフォリオ全体の収益性・安定性の向上にも資するため、積極的な投資のインセンティブが生じる。¹¹

この場合も、現行法の運用目的を改正する必要性は生じないが、運用項目については、二酸化炭素の削減量や人材育成など、外部経済の計測や予測がある程度可能な項目に限定される。

b) 国民の利益

次に、特に国民年金の包括性に着目し、受益者が国民全体であることから、非財務的な利益も含め国民全体に資する投資先を選別するべきとする考え方がある¹²。

この考え方に基づいて社会的責任投資を行う場合は、収益性や安定性を犠牲にしない範囲であれば現行法上も可能であるが、公的な資金が一定の価値観から民間企業の選別を行う以上、法改正を行い、公的年金が貢献する国民の利益とは具体的に何なのか、その項目について、民主的過程を経て決定されることが望ましい。

¹¹ 一方、ある企業が産出する外部不経済が他の企業の中長期的な成長を損なうとしても、当該企業が投資対象として優れている限りは民間資金が流入するため、公的年金に排除のインセンティブは生じない。

¹² ただし、国民年金制度も世代間扶養や所得再分配機能を含むことから、他の多くの公的資金と同様、負担者と受益者が完全に一致するわけではないことに留意が必要である。

2) 公的年金における投資方針の開示制度

公的年金による社会的責任投資を考えるもう一つの方策として、積立金基金に対し、ESG の観点から投資判断を行っているのであれば、何らかの形でその事実と程度を開示させる仕組みが考えられる。この仕組みは、先述の根金受託機関における投資方針の開示制度と全く同じ考え方に基づくものである。

(図9) 諸外国における社会保険型の公的年金による社会的責任投資

フランス

公的年金の体系	賦課方式
財源	賃金収入額に一定の率を乗じた保険料(一般制度[一般の商工業者向け制度]の場合)
被保険者	・それぞれの職域に応じた制度に強制加入 ・無職者は一般制度に任意加入
積立準備基金	年金給付費準備基金(Fonds de réserve pour les retraites: FRR)
根拠法	社会保障法典(Code de la sécurité sociale)法律の部第1巻第3編第5章の2
基金の概要	ベビーブーム世代の退職と平均余命の上昇によって到来する高齢化社会の年金給付費の増大に備えるため、2001年に独立の基金として創設。2020年時点の年金財政の均衡を目標とし、将来世代に過度の負担をかけないよう、社会保障関連財源を基礎に長期的な視野に基づいて資金運用を行う(年4%程度の利回りが目標)。
SRI 運用	根拠法において、FRR は理事会(directoire)とステークホルダー参加によって作られる監督委員会(conseil de surveillance)を持ち、理事会は監視委員会に対して投資方針の方向性、とりわけ、社会・環境・倫理を考慮している旨を定期的に報告しなければならない[L135-8条]。 FRR は全ての株式運用委託機関に対して SRI に関する一般的な調査を求め、さらに、SRI に特化した運用委託機関を公募し 2005 年策定の SRI ガイドラインに沿った資金運用を求めている。 SRI ガイドラインの基本原則 ・基本的人権および労働者の権利の尊重 ・人材マネジメントの向上による雇用創出 ・環境に対する責任の認識 ・消費者と公正取引の尊重 ・コーポレート・ガバナンスの促進 2008 年 4 月に新たに採択された SRI 戦略は以下の通り ・ESG 基準が財務に与える影響を体系的に把握するため、全ての資産クラスにおける ESG 基準を基礎とした予備的調査の実施する ・国連グローバルコンパクトや ILO 条約等を守らない企業のリスクを認識し、FRR のガイドラインを遵守させるための責任投資委員会を設置する ・今年中に、FRR の戦略的資産配分の見直しと関連させて、地球温暖化の影響に関する問題を取り上げる PRI(Principles for Responsible Investment)および CDP(Carbon Disclosure Project)に署名。
運用資産の規模	・SRI に特化した運用資産は 6 億ユーロであり、5 つの運用委託機関に各 1200 万ユーロずつ振り分けている。 ・市場運用資産総額は 261 億ユーロ、資産総額は 396 億ユーロ[2006 年末]。
備考	・付加年金制度として、労使協議により導入される従業員貯蓄制度がある。この貯蓄プラン中で SRI を謳うものについては、大手労働組合で作る給与積立金労組委員会(Comité intersyndical de l'épargne salariale: CIES)が審査の上、認証ラベルを付与している。

ニュージーランド

公的年金の体系	賦課方式
財源	全額税負担(一般財源)
被保険者	全国民強制加入(税方式のため)
積立準備基金	年金給付費積立基金(New Zealand Superannuation Fund)
根拠法	ニュージーランド年金法(New Zealand Superannuation Act 2001)第二部

基金の概要	来る高齢化社会の年金給付費支払いに備え、将来の年金給付費を積立てるための基金として 2001 年に創設。基金は 2020 年まで取り崩さないこととし、毎年国庫からその年の GDP の数値と年金給付費総額を用いた一定の式によって決定される額が拠出される(毎年約 20 億 NZ ドル)。試算によると、2028 年頃には国庫拠出の必要がなくなり、基金は年間の年金給付費の約 15%に当てられる見込みである。
SRI 運用	根拠法において、年金管理機関(Guardians)は基金のために忠実に行動することとされ、適切なポートフォリオ配分、過度のリスクを避けた上でのリターンの最大化、かつ世界共同体の責任ある一員としてニュージーランドの評価を損なうことのないように基金を管理運営しなければならない[§ 58(2)]。また、投資方針においても、ニュージーランドの評価を損なうことのないように、責任投資に関する方針を宣言しなければならないとされる[§ 60(1), § 61(d)]。 上記の規定を受けて、管理機関は、「環境、社会、ガバナンスに関する事項が、長期的な財務パフォーマンスに影響を与え得る」という前提の下、倫理投資、ステークホルダー・エンゲージメント、議決権行使、コーポレート・ガバナンスに関する投資方針を定めている[管理機関投資方針第 6 項]。また、責任投資のベンチマークとして国連グローバルコンパクトの掲げる諸原則を用いている。 SRI に特化した運用資産は組まず、議決権行使やスクリーニング手法を通じて広く責任投資を実行している。PRI および CDP に署名。
運用資産の規模	・投資資産総額は 131 億 NZ ドル、資産総額 132 億 NZ ドル[2007 年 6 月末]
備考	・被用者のための任意の退職積立制度として、2007 年 7 月に開始されたキウイセイバー(KiwiSaver)がある。積立拠出金には税制面の優遇措置があり、個々の被用者はあらかじめ認可を受けた運用基金から任意のものを選択し積立金を運用することができる。なお、2008 年 4 月より各運用基金に対しても責任投資に関する投資方針を開示することが義務付けられた。

スウェーデン

公的年金の体系	賦課方式と強制積立方式の併用
財源	所得額に一定の率を乗じた保険料(賦課方式部分 16%, 強制積立方式部分 2.5%)
被保険者	・被用者・自営業者は強制加入 ・無職者は非加入(一定額以上の所得のある者は強制加入)
積立準備基金	国家年金基金(Allmänna Pensionsfonden)
根拠法	国家年金保険基金法(Lag(2000:192) om Allmänna Pensionsfonder(AP-Fonder)) 第六国家年金保険基金法(Lag(2000:193) om Sjätte AP-fonden)AP6
基金の概要	賦課方式部分のバッファー(緩衝)基金として前制度を引継ぎ 2000 年に創設された。将来の一定時期における財政均衡ではなく、毎年の年金収支の維持均衡を目的としている。基金は AP1~4, 6 の五つに分散され、各基金は完全に独立してそれぞれ固有の投資方針によって管理運用される。なお、AP6 は国内や北欧の中小企業、非上場企業、非営利企業等を投資先としており、他の基金と目的や投資資産配分が異なる。
SRI 運用	大臣の命令において、AP1 から AP4 までの基金は、高いパフォーマンスを得る目的に反しない限り、倫理及び環境に配慮した運用をしなければならないと定められている。 上記の規定を受け手、各ファンドは独自の責任投資に関する方針を有しており、AP1 は法令や国際的合意の遵守に関連した企業との対話に着目、AP2 はガバナンスに着目、AP3 は環境と社会的責任に着目した投資を行っている。 2007 年には AP1 から AP4 が共同参加する倫理委員会(Etikrådet)を設置し、協力して責任投資を実施する取組もなされている。 AP1~AP4(および AP7)は PRI と CDP に署名している。
運用資産の規模	・AP1 から AP4 の基金の合計資産総額は 805 億スウェーデンクローナ[2006 年末]
備考	・強制積立方式の部分については、政府管理の下、民間が運営する運用基金が多数あり、個々の加入者はその中から自ら運用する基金を選択する方式を取っている。また、どの基金も選択しない加入者のためにデフォルト基金として AP7 がある。AP7 も責任投資を行う旨を宣言しており、特定企業の排除等の行動を行っている。

(参考) ノルウェー国家年金基金グローバル

年金保険料や社会保障関連財源から拠出された資産を運用するという形ではないので、上に挙げた公的年金基金とは性質が異なる。

ノルウェーでは、2005年の年金基金改革により1990年に設立された石油基金を引き継ぐ形でノルウェー国家年金基金グローバルが発足した。基金の管理は財務大臣が責任を負い、ノルウェー中央銀行がその運用を委任されている。グローバル基金には国の石油収入が投入されており、今後急激な増加が見込まれる年金給付費のための備えとして資金を運用している。グローバル基金は、石油収入を将来世代のために役立てるという観点から運営されなければならないとされ、また、その投資先企業が社会に与える影響についても考慮されなければならないとされる。このような前提の下に、2004年11月に、ノルウェー政府は「グローバル基金のための倫理ガイドライン」を策定した。

倫理ガイドラインでは以下のような基本原則を定めている。

- ・国の石油収入を将来世代の福祉に役立てるため、基金は長期的な視点から高収益かつ安全な運用を行うこと、基金の権利行使はESG等を考慮した持続可能な発展の観点に立って行われること
- ・重大な人権侵害、重大な環境汚染等の予期せぬリスクを抱える企業に対しては投資しないこと

これらの目的を実現するため、国連グローバルコンパクトやOECD多国籍企業ガイドライン等の原則に基づき、長期的な財務リターンを視野に入れた株主としての権利行使や、重大な人権侵害や環境汚染を行った企業、兵器関連企業、汚職が発覚した企業等を投資対象から排除する等の手法がとられている。

また、ネガティブ・スクリーニングや特定企業の排除に関する事項を財務大臣に助言する倫理評議会が設けられている。資産総額は2.77兆ノルウェークローネ(2007年末)であり、SWF(政府系ファンド)としては世界第2位、また年金基金としても同様に世界第2位の資産運用規模を誇る。

(図10) 諸外国における公職年金型の公的年金による社会的責任投資

国名	基金の名称	SRI運用	資産総額(10億ドル)
オーストラリア	ARIA(オーストラリア退職金投資同盟)	政府職員が加入する退職手当支給機関によるESGを重視したリスク管理に基づく運用を実施	13.5
ブラジル	PREVI(ブラジル銀行職員年金基金)	国が所有するブラジル銀行職員の年金基金による社会、環境、ガバナンスに配慮したSRI運用を実施	50
カナダ	Caisse de dépôt et placement du Québec(ケベック州預託投資基金)	ケベック州の強制加入年金基金および公共機関職員の年金基金等による倫理と利益のバランスの取れたSRI運用を実施	143.5
フランス	RAFP(公務員退職年金機構)	公務員の強制加入年金による社会的事項及びステークホルダー利益に重点を置いたSRI運用を実施	4
オランダ	APB(政府職員老齢年金基金)	政府機関および教育機関の職員が加入する年金基金によるSRI運用の実施	265
	PGGM(医療、聖職、社会事業職員年金基金)	医療従事者および社会事業の職員が加入する退職年金基金によるSRI運用の実施	97
スイス	CIA(ジュネーブ州公務員公教職員年金保険基金)	ジュネーブ州の公務員および公教育職員が加入する年金保険基金により持続可能な発展に配慮したSRI運用を実施	5
タイ	Thai Government Pension Fund(タイ政府年金基金)	王室職員が加入する年金基金によるコーポレート・ガバナンス及びCSRに重点を置いたSRI運用を実施	9
英国	EAPF(環境庁職員年金基金)	環境庁の職員が加入する年金基金による収益を損わない範囲での環境に重点をおいたSRIを実施	2.7
米国	CalPERS(カリフォルニア州公務員退職年金基金)	カリフォルニア州の公務員が加入する退職金給付、健康保険基金によるコーポレート・ガバナンスに重点をおいた投資を実施	230

(出所:UNEP FI Report “How leading public pension funds are meeting the challenge”)運用資産額は2006年のデータ

(3) ソーシャル・ファイナンス

諸外国の動向

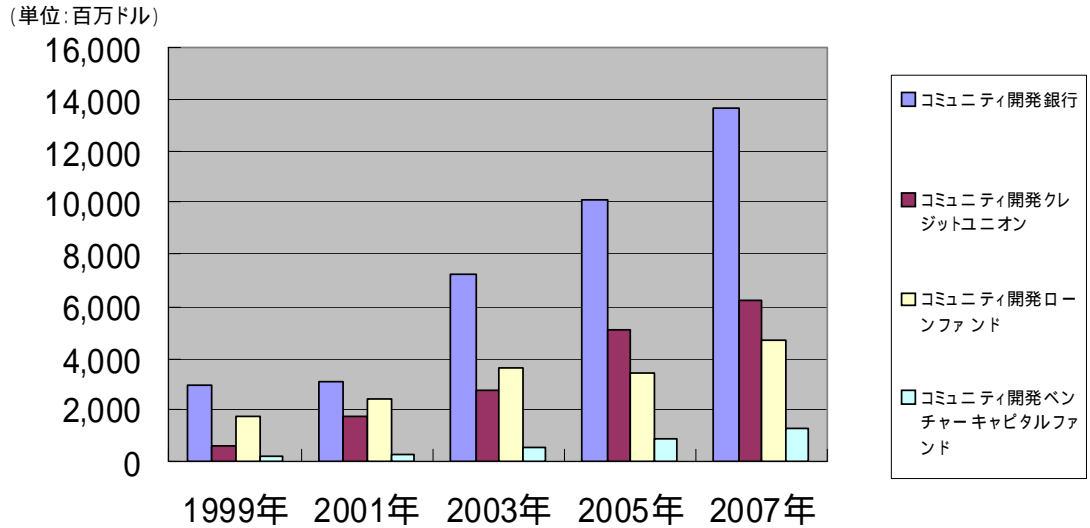
公開株式の取得・所有を前提としないソーシャル・ファイナンスについては、これまで欧米で多くの取組が行われてきた。特に 1970 年代以降、経済低迷などに伴って大都市内部のインナーシティ問題が進行し、構造的な失業問題に人種問題や民族問題が絡み、一部の社会層が事実上社会参画の権利を奪われる社会的排除 (Social Exclusion) が深刻化した。欧米のソーシャル・ファイナンスは、金融機関が資金提供を忌避するなど金融面での権利を排除されている人々に資金へのアクセスを与えることで、荒廃・衰退した地域を活性化させる目的で発達してきた。

例えば米国においては、コミュニティ開発金融機関 (CDFI : Community Development Financial Institution) と呼ばれる金融機関が 1970 年代以降活躍し、近年も大きな増加を見せているほか¹³、欧州でも、オランダのトリオドス銀行やイギリスのチャリティ銀行、ドイツの GLS 銀行など、特定の社会的目的を有する専門の金融機関が設立されている。

また、こうした取組に対し、当局も積極的に法制面での支援を行っている。例えば米国では、1977 年に施行された地域再投資法 (CRA) では、金融排除につながる行為が規制されほか、1990 年の改正では、銀行に地域社会での金融ニーズに応える義務を付与している。イギリスの地域投資優遇税制 (CITR) やオランダのグリーン・ファンド・スキームでも積極的な税制優遇措置がなされている。

¹³ SIF[2006 他]の分類によると、米国のコミュニティ開発金融機関は、商業銀行等の営利企業による「コミュニティ開発銀行」、組合員である個人等から広く預金を集め、主として個人事業主に融資する「コミュニティ開発クレジットユニオン」、機関投資家などから資金を調達し、NPO や小規模事業者などへ融資する「コミュニティ開発ローンファンド」、機関投資家から資金を調達し、社会的に意義のある事業を行う企業に投資する「コミュニティ開発ベンチャーキャピタルファンド」などが挙げられる。

(図11) 米国のコミュニティ開発金融の推移



(図12) 欧米のソーシャル・ファイナンスの例

(1) 米国

シヨア銀行 (コミュニティ開発銀行)

地域	シカゴ デトロイト、クリーブランド等の中西部
設立時期	1973年
投融資概況	4億3,300万ドル(2006年時点)
主な融資先・活動等	傘下にはNPO、投資ファンドなど14の姉妹組織。シヨアバンクの「社会配慮投資ローン」は、低所得者向け住宅ローン、NPO向け融資、地域の零細企業向け融資などの総称。資金調達源は活動に賛同した個人による預金で、近年海外からの預金も。アフガニスタンやモンゴルなどに行員を派遣し、現地でのコミュニティバンクづくりを支援する活動を積極的に展開。目下の目標は、2013年までに事業規模をさらに拡大すること。

イリノイ・ファシリティ・ファンド (コミュニティ開発ローンファンド)

地域	シカゴに本部のほか、2支店。イリノイ州全般を営業範囲
設立時期	1990年
投融資概況	80百万ドル(2007年末)
主な融資先・活動等	同組織は中西部では最大のコミュニティ開発機関。貸付のほか不動産コンサルティング等も手掛ける。不良債権比率は1%台。

ニューヨーク シティ インベストメント ファンド(コミュニティ開発ベンチャーキャピタルファンド)

地域	ニューヨーク
設立時期	1996年
投融資概況	投資残高48百万ドル(ファンド枠は96百万ドル)

主な融資先・活動等	個人、企業からの各1百万ドルずつの(収益を期待しない)寄付金を集めて当初設立。ニューヨークとそのコミュニティに目に見える形で利益を創出するベンチャー企業のアーリーステージに25万ドルから3百万ドルレベルを投資することを想定(不動産投資は対象外)。現在までに45超のプロジェクトに投資を実行。
-----------	---

(2) 欧州

トリオドス銀行(オランダ)

地域	オランダ設立以降、1993年ベルギー、1995年イギリス、2004年スペイン、2005年ドイツと海外展開
設立時期	1968年(1980年免許取得)
融資概況	融資件数 6,181件 / 貸出残高 10億19百万ユーロ(2007年末時点)
主な融資先・活動等	<p>融資の対象は社会的側面、経済的側面、文化的側面の付加価値を創出する組織に限定。融資の分野別残高構成比(2006年末)</p> <p>自然・環境(有機農業・食品再生可能エネルギー、自然保護技術開発等) 33.6%</p> <p>社会的ビジネス(食料品を除く小売、住宅、職業サービス等) 17.7%</p> <p>文化と社会(教育、介護、ヘルスケア、芸術文化等) 44.9%</p> <p>南北問題(フェアトレード、開発協力) 2.8%</p> <p>融資の他に、1986年には、風力発電開発に資金提供するトリオドス・ベンチャー基金を設立。1994年には発展途上国支援のトリオドス発展途上国投資ファンドと、発展途上国におけるマイクロ・ファイナンスやフェアトレードファイナンスを支援するファンドをそれぞれ設立。今後は提供する投資信託の数を増やすなど、さらに金融サービスのメニューを拡大する予定。</p>

チャリティ銀行(イギリス)

地域	イギリス・トンブリッジ リーズに支店を開設
設立時期	2002年(チャリティ財団の出資による)
融資概況残高	489件 / 45百万ポンド
主な融資先・活動等	一定の事業収入をもつが、利益を獲得するところまではいかない慈善団体や社会的企業に対して、融資という形態で資金を供給。融資先は、施設設備整備資金、政府セクターなどからの補助金交付までのあいだのつなぎ資金、事業拡張資金、運転資金など。また、資金調達や事業活動支援のための専門的助言も行っている。

GLS銀行(ドイツ)

地域	ポツダムに本部、フランクフルト、フライブルグ、シュツガルト、ハンブルグに支店
設立時期	1974年
融資概況	8億56百万ユーロ(2006年末時点)、約4,000のプロジェクトに融資
主な融資先・活動等	<p>「自由への教育」を掲げるシュナイター教育を実践する学校建設資金を集めること活動が起源。現在顧客は5万2千人に拡大。</p> <p>融資の分野別残高構成比(2004年)</p> <p>環境配慮型住宅 9.5%、介護・医療 7.1%、教育 11.8%、有機農業 6.1%、バリアフリー住宅 13.6%、芸術・文化 7.1%、共同住宅 18.7%、有機製品販売 5.6% 他 8.1%</p> <p>徹底した情報開示を励行(3ヵ月毎に融資先名、融資額等を明記した定期刊行物「Bankspiegel(バンクスピエゲル:銀行の姿を映す鏡)」を発行し全顧客に配布。</p>

我が国の現状と課題

我が国のソーシャル・ファイナンスの代表例としては、地銀や信金・信組など地域金融機関によるNPO法人などを対象にした融資制度や、主に市民出資によって資金調達し、NPOや個人に融資するNPOバンクなどが代表例として挙げられる。ただし、いずれも欧米のコミュニティ開発金融に比べると大きな動きにはなっていない。インナーシティ問題や金融排除が欧米諸国ほど深刻な形で現れてこなかったという社会的背景の違いもその要因の一つである

うが、取組としても比較的新しいものが多く、今後更に事例を積み重ねる中で、実務上の課題を解決していくことが期待される¹⁴。

一方、我が国のソーシャル・ファイナンスをめぐる制度的環境としては、金融商品取引法において、出資者に利益配当を行わない場合、NPOバンクが会計監査等の規制対象外となったほか、2006年に改正された貸金業規正法においては、特定非営利活動に対する貸付などについて最低純資産額規制の例外が認められた¹⁵。ただし、利益配当する場合にはNPOバンクも金融商品取引業者登録が求められるなど、支援の枠組みとしては限定的なものとなっている。

我が国においても、税制控除等の財政措置を講じたり、NPOバンクへの銀行免許の付与等制度的な位置付けを明確にしたりするなど、積極的にソーシャル・ファイナンスを促進する方策もあり得るが、公益性をどのように認定するのか、NPOバンクの自立性や独立性をどのように確保するのかなど検討すべき問題は多い。

一方で、こうした制度的な支援に先んじて、今後民間レベルで一層の蓄積が進むことが期待されるが、その過程では、一般の金融機関に対する政府の規制が改革される中で、芽生えつつあるソーシャル・ファイナンスの取組を阻害することのないよう、規制当局とソーシャル・ファイナンスの担い手側の継続的な対話が必要である。

(図13) 我が国のNPOバンクの例

	地域	設立時期	運営主体	融資件数・残高	主な融資先・活動等
市民バンク	全国	1989年	市民やNPO、生活協同組合など	144件 / 6億27百万円 (07年3月末)	自治体、地元金融機関などと提携。福祉や環境、教育などの市民起業を支援。
未来バンク	東京	1994年	未来バンク事業組合、未来舎	7億20百万円 (07年1月)	太陽光発電などに融資。apバンクの審査も応援。社会的意義のある映画に特別担保提供融資も実施。
WCC 設立準備委員会	横浜	1998年	個人	88件 / 3億53百万円 (07年3月)	対象は女性起業家を中心に、高齢者福祉事業、リサイクル、保育園など事業向け融資のほか個人向け教育ローンなど。将来の信用組合転換が目標。
北海道NPOバンク	札幌	2002年	北海道庁 北海道NPOサポートセンター	81件 / 1億36百万円 (07年1月)	北海道内のNPOや、ワーカーズ・コレクティブなどへ融資。北海道、札幌市も出資。独自に作成した「融資判定表」で審査。2007年からは「NPO 出世払いローン」と「NPO 人づくりローン」を開始。

¹⁴ 内閣府[2007]では、実務上の課題として中間支援組織や行政など関係主体との連携の拡充などを挙げている。

¹⁵ 特定非営利活動に係る事業に対する貸付又は生活困窮者を支援するための貸付を主目的としその旨を定款又は寄附行為において定めていること、剰余金の分配を行わないこと等を定款又は寄附行為において定めていること、金利が7.5%以下等を要件として、NPOバンクを最低純資産額の規定の例外とする措置が講じられた。

	地域	設立時期	運営主体	融資件数・残高	主な融資先・活動等
東京コミュニティパワーバンク	東京	2003年	生活クラブグループ東京協議会	7件 / 18百万円 累計12件 / 39百万円 (08年2月末)	東京のNPO、小規模事業者向け。「ともだち融資団」方式や公開審査方式も採用。
NPO夢バンク	長野	2003年	長野県NPOセンター	24件 / 59百万円 (07年3月末)	長野県のNPO向け融資。県から無償融資。主に、介護事業や環境関連事業に融資。北海道NPOバンクをモデルに設立。
APバンク	全国	2003年	人気音楽アーティスト他	59件 / 2億8百万円 (07年12月)	人気音楽家3人による出資。対象は環境・エネルギー関連事業。音楽活動の収益を通じた事業資金の基盤を持ち、全国規模での融資を実施。
コミュニティ・ユースバンク momo	愛知	2005年	環境NGO「ア・シード・ジャパン」	5件 / 6百万円 (08年2月時点)	若者の起業を支援。愛知、岐阜、三重の東海三県が対象。地元労金とも提携。
新潟コミュニティバンク	新潟	2005年	NPO「えにし屋」、新潟NPO協会、新潟産業創造機構など	N.A.	地域のNPOや住民団体などに融資。市町村合併後の町興し支援等を実施。
愛知コミュニティバンク	愛知	2006年	地域支援ネットワーク、愛知中小企業同友会	N.A.	株式会社方式で中小企業向け低利融資を軸。
いわてNPOバンク	岩手	2006年	岩手県	N.A.	岩手県のNPO支援。ファンド法に基づく組合。
日本共助組合	東京	1960年	カトリック協会	541件 / 5億78百万円 (06年3月末)	全国に支部。カトリック教会系で組合員は信者。個人向け融資。
岩手県消費者信用生活共同組合	岩手	1969年		79億7,0百万円 (06年度)	多重債務者救済資金の提供。県下の自治体、金融機関と連携。

(出所 藤井(2007)「金融NPO」、各組織HP掲載のデータをもとに作成)

4. 「モノ」

ここでは、消費者による商品選択や、企業や行政による物品の調達など、モノの需要と供給を通じて組織の社会的責任の取組が評価される環境の整備のための方策について論じる¹⁶。特に、需要側の主体が消費者か取引先企業か行政かによって、それぞれ、消費者による社会的責任購入、企業による社会的責任調達、行政による社会的責任調達として峻別した上で、消費者による社会的責任購入と行政による社会的責任調達を中心に論じることとする。

(1) 消費者による社会的責任購入

近年、一部の傾向として、生産・流通過程での環境負荷の状況など品質とは直接関係のない要素を商品選択にあたって考慮する消費者が増加している。こうした傾向は、90年代以降のグリーン・コンシューマリズムに始まり、グローバル化の進展とともにさらに強まっている。

特に90年代後半以降は、サプライチェーンにおける労働問題や環境問題への対応を誤ったグローバル企業が、欧米の学生や市民団体による大規模な不買運動の標的となり、大幅な売上減や株価下落の憂き目にあう状況が繰り返されており、CSR戦略がグローバル企業のリスクマネジメントの主要課題になっている。我が国では、こうした過激な不買運動はほとんど見られないものの、ここ数年、特に消費者の地球温暖化問題への関心の高まりとともに、各企業とも低炭素社会への対応を、消費者を意識したブランド戦略の中心に据えている。

消費者の商品選択は企業の業績を直接に左右するため、潜在的には、社会的責任の取組を促進する上で極めて効果的なツールとなる反面、企業との間の情報の非対称性など技術的にも克服すべき点が多いほか、最終的には、消費者一人ひとりの自覚に依存しており、その主体的な行動を促すための中長期的な観点からの取組が必要となる。ここでは、情報の非対称性を克服するための技術的方策として環境社会ラベルの活用を取り上げるとともに、消費者教育を中心とした中長期的な取組について論じる。

環境社会ラベル

企業と消費者の間に存在する情報の非対称性は、消費者の商品選択に係る様々な問題を生み出す主要因の一つであるが、これは社会的責任購入におい

¹⁶ なお、サービスの提供についても、需要側が当該サービスの提供過程等における企業の社会的責任の取組が購入や調達の際の評価基準となる限りでは、財の購入や調達におけるそれと本質的な違いはないため、「モノ」に含めて考えることとする。

ても同様である。特に、品質に直接関係のない情報になればなるほど、情報収集のインセンティブは相対的に低くだけでなく、例え多くの情報が提供されていたとしても、それを選別して実際の購入活動に活用するインセンティブも高くない。こうした情報不足や情報過剰の問題を克服し、消費者の適切な商品選択を促すとともに、企業の公正な競争条件を確保するために近年活用されている仕組みが、環境社会ラベルである。

環境社会ラベルとは、一般に、製造や取引過程における社会や環境への配慮についての情報を、シンボルマーク等の表示を通じてわかりやすく消費者や取引先に提供する仕組みを指す。エコマークに代表される環境ラベルのほか、フェアトレード・ラベルやソーシャル・ラベルなど、対象分野や運営主体、認証方法などにより多種多様なラベルが流通している。

環境社会ラベルの活用にあたっては、表示の曖昧さや不正確さなど様々な問題点が存在するが、ここでは、環境社会ラベル市場全体の問題と個別ラベルの信頼性の問題に絞って論じる。

環境社会ラベル市場全体の問題として挙げられるのは、ラベルの氾濫とも呼べる状況である。特に最近では、企業独自の表示や自治体ごとの認証制度も含め極めて多くのラベルが流通している。一般に、消費者の関心に応じて一定程度多様な環境社会ラベルが存在することは望ましいが、それが行き過ぎるとかえって消費者の混乱を招くばかりか、企業の公正な競争を阻害する恐れも生じかねない。そこで、国際標準化機構（ISO）の取組等¹⁷を参考に環境社会ラベル自体の標準化を図り、場合によってはラベルの統廃合を促すとともに、ポータルサイトの構築やマッピングを通じて、消費者が容易に各ラベルの意義や基準等を把握できるような情報環境を整備することが必要である¹⁸。

個別ラベルの問題としては、最近の再生紙などのエコ偽装問題に象徴されるように、いかにしてラベルに関する消費者の信頼を確保するかという点が重要な課題となっている。信頼性確保のための論点については、当該ラベルが自己認証によるものか、それとも第三者認証に基づくものであるか、基準自体の妥当性の問題なのか、基準適用の際の透明性や公正性の問題なのかなどによって様々である。特に基準自体の妥当性については、特定業界に有利な表示として消費者の信頼性を失うことを防止するためには、基準策定過程

¹⁷ ISO は、環境表示に関する国際規格として「環境ラベル及び宣言（Environmental label and declarations）」シリーズを発行している。「環境ラベル及び宣言」は、第三者認証に基づく環境ラベル（タイプ ）、事業者等の自己宣言による環境主張（タイプ ）、製品の環境負荷の定量的データの表示（タイプ ）に分類し、ラベルや宣言の規格化を進めている。

¹⁸ 環境省「環境ラベル等データベース」などの取組を参考に、社会分野も含めた政府全体としての情報環境の整備が望まれる。

の透明性を高めることが必須となる。この点で、森林管理協議会（FSC）やフェアトレード・ラベルのように、基準策定過程にマルチステークホルダー・ガバナンスを導入することも一つの方策として考えられる。

消費者への普及・啓発

売り上げへの直接的な貢献を通じて企業活動を後押しする社会的責任購入は、CSRを促進するための大切なツールの一つである。しかしその主役は消費者一人ひとりであり、何よりも前提となるのが、市民社会の一員としての消費者の自覚である。地球温暖化問題や食糧問題、エネルギー問題など、グローバルな課題と日常の消費生活との連関は日々強まっている。いずれの問題も、消費者の主体的な関与なくして、企業や行政だけで解決することは不可能である。国民生活審議会は、個人が、消費者としての役割において、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を「消費者市民社会（Consumer Citizenship）」としているが¹⁹、その真価が今こそ問われていると言えよう。

政府はこれまで、消費者一人ひとりの自覚を促すための方策として、“国民運動”と銘打ち様々な施策を展開してきたが、その大半は、啓発資料の配布等による一方的な情報提供に過ぎない。しかし、消費者の自覚を促すのであれば、押し付け的なキャンペーンの展開ではなく、真に消費者が参画した国民運動が必要となる。また、普及・啓発活動の主体となるのは、国の機関だけでなく、企業、自治体、消費者団体、NPOなど、消費者に身近な多様な主体である必要がある。その意味でも、広範なステークホルダーが参加する円卓会議が果たす役割は大きい。

（２）政府による社会的責任調達

「モノ」については、調達主体としての政府の役割にも着目すべきである。すなわち、政府調達にあたり、調達先企業の社会的責任の取組や当該製品自体が生産・流通過程で社会や環境に及ぼす影響を考慮する、いわゆる政府の社会的責任調達が問題となる。

¹⁹ 内閣府[2008]によると、「消費者市民社会（Consumer Citizenship）」とは、個人が、消費者としての役割において、社会倫理問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況等を考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。つまり、個人自らのためだけでなく、消費者・生活者全体の福祉のために行動できる消費者・生活者が求められており、消費者・生活者が自分自身の個人的ニーズと幸福を求めるとしても、地球、世界、国、地域、そして家族それぞれの段階での責任を果たすものと言える。

これまで諸外国においても、政府自身の社会的責任の発現として、あるいは調達を通じて民間企業の社会的責任の取組を促進するための方策として、政府の社会的責任調達に関する取組が進められてきた。また我が国でも、グリーン調達法に基づく環境に配慮した物品購入の推進や、環境配慮契約法に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進、建設業法に基づく公共工事受注業者の社会面の取組に関する経営事項審査などが行われてきた。さらに地方自治体のレベルでも、公共事業や物品調達の入札に際して、応札事業者の障害者雇用に関する現状を問う取組が進んでいる。

特に国レベルの制度については、諸外国における取り組みと比べ環境面に重きを置いており、今後、法令遵守一般や労働問題、消費者問題への対応などに評価項目を拡大していくことの是非が議論されるべきである。その際、追加的に必要となる事務処理コストなど事業者側の負担の大きさや、特に定性的な項目について入札の公正性や透明性を確保するための工夫について、慎重な検討が必要である。

5. 「ヒト」

ここでは、企業や消費者団体、NPO・NGOなど各主体の内部で、社会的責任に関連した取組に關与する人的基盤の充実を図るための方策について論じる。ただし、個人的なスキルや知識の増大だけでなく、その集合体としての組織的な能力の向上（キャパシティ・ビルディング）についても論じる。

（1）公共財的な基盤となる知識の蓄積

組織やステークホルダーが社会的責任に関連した取組を行う場合、その前提には様々な知見やスキルが必要とされる。

こうした知見やスキルの中には、第一に、いわゆる“ノウハウ”に属する実践的な知識体系、例えば、ステークホルダー・エンゲージメントや戦略的環境アセスメントの実施方法やCSR報告書の作成指針、社内体制の整備やPDCAサイクル構築などCSR経営の各種ノウハウや自己診断ツール、LCAや環境会計などの体系的知識、CSRサプライチェーン・マネジメントの体制構築・運営ノウハウ、ISO認証や環境社会ラベル取得のための基準や手順などがある。こうしたノウハウは、社会的責任に関連した取組を行う主体が、組織として蓄積すべきものもあれば、組織を担う個人のレベルで習得すべきものもある。

第二に、基礎となるような学術的な知見の蓄積、例えば消費者行動や投資行動に関する経済学的・心理学的分析、環境会計などの会計学的知見、持続可能な発展に関連したガバナンスのあり方についての政治学的・社会学的・経営学的分析などが挙げられる。おこうした学術的研究の蓄積は、それ自身直接は取組の実践に活用することはできないが、上記のノウハウを生み出す上での礎ともなる。

以上のようなノウハウや学術的知見は、市場の実践中で自然に蓄積されるものもあれば、社会全体として積極的に整備を行い、各主体が公共財として共有すべきである。そこで、特に公共財的に共有すべき部分については、円卓会議における議論等を通じて、その整備に向けた方策を検討すべきである。

（2）人材の育成・交流の促進

次に、上に述べたようなノウハウや学術的知見を有する人材を社会全体として育成し、各主体間で横断的な人材交流を図る必要がある。例えば、各種のノウハウに関して、大学等の高等教育機関が担い手となる場合、MBAのカリキュラムにCSR関係の各種教育・研修プログラムを組み込んだり、非営利組織を担うリーダー育成のための経営プログラムを新設するなどの取組が考えられる。

また、企業や NPO の側も、積極的に職員にこうしたプログラムを受講させたり、卒業生の採用等を通じて、積極的に人材の確保に努めることが必要である。さらに、例えば企業と NPO との協働プロジェクトなどを通じて人材の交流を促進し、お互いのノウハウの伝播・共有を進めるなどもあり得る。

一方、学術的知見に関しては、持続可能な発展や社会的責任に関係した領域横断的な学会を形成し、組織的な情報交換や意見交換を進めることが考えられる。また、こうした研究者の側も、積極的に企業や NPO との協働プロジェクトに参画するなどして、実践的なノウハウと学術的知見との交流を図ることが重要である。

(3) 情報環境の整備

組織やステークホルダー間のコミュニケーションを円滑化させる上で、あるいはさらに、上に述べてきた知識の蓄積や人材の育成・交流を進める上でも、組織やステークホルダーを取り巻く情報環境の整備を進めることが重要である。

具体的には、CSR に関する取組の好事例や、行政や市民団体との先行的な協働プロジェクト事例などの集積・共有や、ステークホルダーがアクセスしやすい社会的責任報告書のデータベースの構築、社会的責任に関連した NPO や消費者団体についての総合的で検索可能なリンク集の整備などが挙げられる。また、円卓会議の立ち上げに際して、こうした情報に誰もが容易にアクセスできるように、社会的責任に関するポータルサイトを設置することも検討するべきである。

(4) 財政基盤の整備

特に取組に当たっての財源確保が難しいステークホルダーについては、寄付税制の拡充等による財政基盤の整備のほか、「カネ」で論じたソーシャルファイナンスの促進を通じた間接的な支援などの方策が考えられる。また、非営利部門の中でも、中間支援組織など特に公共財的な環境整備にあたる組織については、政府による補助金等による直接的な財政支援のほか、後述のマルチステークホルダーによる専門の支援組織やネットワークを通じた財政支援に道を開くことが重要である。

(5) 専門の支援組織やネットワークの設立

最後に、これまで述べてきた知識の蓄積、人材の育成・交流、情報環境の整備、財政基盤の整備など、キャパシティ・ビルディングを戦略的に担うような包括的な仕組みを、主要なステークホルダーの共同出資や政府出資等の形で設立することが考えられる。この包括的な仕組みは、デンマークのコペンハーゲン

ンセンターやイタリアの Italian Center for Social Responsibility のような，国の付属機関や共同出資機関としての支援組織の形を取ることも考えられるし，European Academy of Business Society (EABIS)やイギリスの CSR アカデミーのようなステークホルダーの横断的ネットワークによる形も考えられる。

特に，こうした支援組織やネットワークを構築する場合，日本国内のみならず，アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成などにも射程を広げるべきである。

6. 「情報」

ここでは、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択など、ステークホルダーによる評価を支えるための情報環境の整備を図るための方策について論じる。なお、これまでの議論において「カネ」や「モノ」といった分野で整理してきた環境整備策の中にも、ステークホルダーによる評価を支える情報環境の整備を図ることを目的とする限りは、「情報」の分野にも整理できるものがあることに留意が必要である。例えば、「カネ」のところで検討した年金受託機関の投資方針の開示制度は、機関投資家である年金基金から加入者への情報開示を制度化するものであるし、「モノ」のところで検討した環境社会ラベルは、企業から消費者や取引先への情報開示をルール付けるものである。

情報環境の問題については、主に市場の公正性確保や投資家保護の観点から、市場参加者が須く把握すべき情報の開示を規制的に義務付ける「制度開示」と、より一般的なステークホルダーへの説明責任強化の観点から、個々の組織が自主性に基いて情報の開示を行う「任意開示」の2つに分けて考えることができる。

(1) 制度開示

ここでの議論の対象は株主や投資家を対象とした情報開示であり、会社法上の事業報告書や金融商品取引法上の有価証券報告書などの制度化された報告書が開示媒体となる。規制のツールとしては、会社法や金融商品取引法などの法令だけでなく、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」などの関連ガイドライン、さらには証券取引所の上場規制などのソフトローも含まれる。

(図14) 我が国における制度開示の法制

1) 会社法の事業報告書

根拠法	会社法(および会社法施行規則)		
対象組織	公開株式会社		
開示媒体	年次報告書中の事業報告		
開示項目 (非財務情報に係るもの)	・会社の現況に関する重要な事項 ・取締役の職務執行等、当該株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制に係る体制) ・対処すべき課題		
監査の有無	監査役 の監査有り	罰則の有無	不記載、虚偽記載に対して過料
指針・ガイドライン等	(有価証券報告書と重複するため有価証券報告書の項目を参照)		

2) 金融商品取引法の有価証券報告書

根拠法	金融商品取引法(および企業内容等の開示に関する内閣府令、内部統制府令)		
対象組織	有価証券発行会社等		
開示媒体	有価証券届出書および有価証券報告書		
開示項目 (非財務情報に係るもの)	・従業員の状況 ・対処すべき課題 ・事業等のリスク ・研究開発活動 ・コーポレートガバナンスの状況 ・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制についての評価(内部統制)		
監査の有無	公認会計士または監査法人の 監査有り	罰則の有無	不記載、虚偽記載に対して懲役 又は罰金刑
指針・ガイドライン等	企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(金融庁策定) ・「対処すべき課題」へのコメントとして「重要な訴訟事件(例:薬害による損害賠償事件等)」 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について(内部統制府令ガイドライン)(金融庁策定) 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(企業会計審議会策定) ----- 企業会計基準(企業会計基準委員会策定) ・環境汚染に係る債務の計上に関する基準(企業会計基準 18号「資産除去債務に関する会計基準」) ・二酸化炭素排出権取引に係る資産計上等の基準 (実務対応基準 15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」)		

諸外国の動向

ここ数年いくつかの先進国において、環境や社会面で企業が抱えるリスクなどのいわゆる非財務情報の開示を、会社法における年次報告書などの媒体において制度化する試みが進んでいる。例えば欧州連合では、2003年の会計法現代化指令により、環境及び従業員に関する事項の記載を制度化することを加盟国に義務付け、2008年5月現在までに、加盟25カ国全てで所要の国内法による措置を終えている。

特に参考になるのが、英国における会社法改革の動きである。英国では、2006年制定の会社法において、上場会社の年次報告書のうち取締役報告書において、取締役自らが行う事業の将来志向的な説明・分析である事業の状況(Business Review)として、事業の経過や将来の見通しに加えて、環境、従業員、社会、サプライチェーンに係るCSR情報、CSRマネジメントの方針、財務的・非財務的KPIによる事業の分析などの記載が義務付けられた(詳細は巻末参照)。また、米国でも、2007年9月にCalPERSなどの機関投資家等が、気候変動に関する情報開示ガイダンスの策定等を求める連名の請願書を

SEC に提出するなど、非財務情報の取り扱いに関する議論が熱を帯びている。

(図15) 諸外国における制度開示の法制の例

1) イギリス

根拠法	2006 年会社法 (Companies Act 2006)		
対象組織	株式上場会社		
開示媒体	取締役報告書中の事業報告 (Business Review)		
開示項目 (環境・社会情報に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する事項(会社の事業が環境に与える影響含む)の情報 ・会社の従業員に関する情報 ・社会および地域の問題に関する情報 ・会社の事業に重要な影響を持つ契約等の相手方に関する情報(サプライチェーンの情報) 		
監査の有無	監査役による監査有り	罰則の有無	不記載、虚偽記載に対して懲役又は罰金刑
指針・ガイドライン等	<p>環境 KPI 報告ガイドライン(環境・食糧・地方省[DEFRA]策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法上の事業報告やその他任意の環境報告書中の環境に関する事項の主要パフォーマンス指標(KPI)についてのガイドライン ・KPI の例として、エネルギー使用量、廃棄物排出量、環境に係る罰金支出等 <hr/> <p>OFR[Operating and Financial Review]報告基準(会計基準審議会[FASB]策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業体の長期的価値に影響を及ぼす資源、重要なリスクと不確実性および関係諸事項 ・環境関連事項 ・雇用 ・社会的または地域社会問題 ・事実上、契約約定にあるものまたはそれに相応するもの ・従業員の持ち株状況 <p>なお、OFR の法制化は見送られた。</p>		

2) ドイツ

根拠法	商法典 (Handelsgesetzbuch)		
対象組織	大規模資本会社およびコンツェルン企業		
開示媒体	年次報告書中の事業報告 (Lagebericht)		
開示項目 (環境・社会情報に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の経過もしくは会社の現状を理解するために必要な、環境および従業員に関する事項 		
監査の有無	会計検査人による監査有り	罰則の有無	不記載、虚偽記載に対して懲役又は罰金刑
指針・ガイドライン等	<p>決算報告基準[IDW RH HFA 1.007](経済監査士協会[IDW]策定)</p> <p>具体的な記載事項の例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員情報(従業員数の変動、事業所毎の従業員数、報奨制度、内部人材の育成研修制度) ・環境情報(放出/排出物量、エネルギー消費量、環境監査の実施状況) ・その他(顧客層とその構成、顧客満足度、サプライチェーン、特許申請の状況、製品品質) 		

3) フランス

根拠法	商事法典 (Code de commerce) および商事会社に関する政令		
対象組織	上場企業		
開示媒体	年次報告書		
開示項目 (環境・社会情報に限る)	政令に定める具体的な内容として ・環境情報(エネルギー消費量、環境影響物質の排出量、環境影響評価手続、環境に関するリスク対策、環境リスクに対する金銭的備え、環境訴訟や環境関連法令違反による罰金額等) ・社会情報(従業員数、報奨制度、機会均等、安全衛生、教育研修制度、サプライチェーン情報、公正取引に関する情報、地域配慮および貢献活動等)		
監査の有無	会計監査役による監査有り	罰則の有無	確認できない
指針・ガイドライン等	確認できない		

非財務情報の制度化の背景

こうした制度開示の動きは、「ESG 投資（責任投資）」で論じたように、ますます増大するグローバルなリスクや機会に対する市場側の反応としての側面を有する。例えば、英国における一連の動きの背景には、多国籍企業の責任を求める NGO 側の主張の影響だけではなく、既に上場企業における情報開示が実務慣行化していたことや、倫理的な企業行動と投資収益との相関性に着目して、ESG 情報の開示を求める機関投資家の存在があったことが挙げられる。先の SEC への請願書や国際的なカーボン・ディスクロージャー・プロジェクトの動きも、これと同様に、機関投資家側の情報ニーズの延長線上に位置づけることができる。今後、地球温暖化問題や食料問題、エネルギー問題など、グローバル社会共通のリスクや機会が増大していく中で、ESG 要因を市場制度の中に組み込んでいくことは、中長期的に見れば不可避の流れであるとも言える。

我が国における検討

我が国においても、今後、国際的な動向も踏まえながら、制度のあるべき姿を議論していく必要がある。特に、海外市場での資金調達が増大する中、グローバル企業は様々な形で ESG 要因の開示を求められることとなることは明白である。万一、我が国の市場制度だけが取り残されることになれば、投資家側も企業側も個別に対応を迫られることになり、本来公共財として共有すべきルール整備を

現行制度においても、例えば有価証券報告書については、将来及び現在の事業等に係るリスクを含む対処すべき課題について、その内容や対処方針等を具体的に記載することとされているほか、コーポレート・ガバナンスの状

況についても具体的かつ分かりやすい記載が求められており、実際、トピックベースではかなりの上場企業が ESG 要因に関連する記載をするようになってきている。しかし、現状では記載が断片的かつ総論的で、定量的な情報も少なく、投資家にとって比較可能性に欠けるとの指摘もなされており²⁰、何らかの整理の可能性について検討を進める必要がある。

ただし、有価証券報告書などを媒体とした制度開示には不開示や虚偽記載について民事上・刑事上の責任も伴うため、開示に伴う実務負担などの企業側への影響に鑑み、検討にあたっては慎重な配慮が必要である。その際に着目すべき点としては、以下のような論点が挙げられる。

1) 実務慣行レベルでの企業の対応力等

現状においても、大半の上場企業が CSR 報告書などの媒体を通じて、ESG 情報の開示を行っているほか、先述の通り、有価証券報告書に記載を行う企業も増加している。今後、このような開示の状況を注視しながら、実務慣行レベルで企業の対応力が整っているかも含め、規制の導入が混乱や不必要な負担を生じないように十分な配慮が必要である。

2) 開示媒体や整理のあり方

考え得る開示媒体については、会社法上の事業報告書や金融商品取引法上の有価証券報告書、更には証券取引所の有価証券上場規定に基づく適時開示などいくつかの媒体があり、それぞれ目的、事業者の範囲、対象主体、開示に伴う責任等が異なる。したがって、どのような情報についてどの媒体が望ましいのかについて検討が必要である。

また、整理のあり方についても、新たな独立の項目として開示を義務付けるやり方だけでなく、現行制度上の開示の枠組み（例えば有価証券報告書における「対処すべき課題」）をそのまま活用することを前提に、想定される具体的な内容についてガイドラインで緩やかな整理を行ったり、更には、所管官庁による運用上の改善で対処するというやり方も考え得る。特に、財務リスク上特に重要な開示項目の特定やその定量化など、実務慣行レベルで十分な蓄積がなされるまでは、ガイドラインにおける掲載項目の例示や運用上の改善を通じて、緩やかな対応を行うことも検討すべきである。

3) 開示項目

開示項目については、財務内容に与える可能性のある影響の大きさ、定

²⁰ 上妻[2006]によると、(未)

量化の可否を含む開示内容の比較可能性，開示に係る実務上の負担の大きさ，国際的な開示の動向などを勘案して特定する必要がある。

(2) 任意開示

任意開示は，消費者や労働者も含む広範なステークホルダーを対象とした情報開示であり，CSR 報告書やサステナビリティ報告書などの自主的な報告書が主な媒体となる。特に，CSR 報告書やサステナビリティ報告書の発行を行う企業は急速に増えており，かつ，開示内容も環境から CSR 一般に拡大している。

情報開示ガイドラインの意義と問題点

こうした報告書は一部を除いて規制の対象とはならず、記載内容も全面的に企業の自主性に委ねられているが、現実には、報告書の作成にあたって様々なガイドラインが参照されている。任意の開示でありながらこうしたガイドラインが高い確率で活用される理由については、開示する組織の側にもステークホルダーの側にも利点があるためと考えられる。例えば組織にとっては、ステークホルダーが求める開示事項や取組の目安となるほか、開示事項の恣意性が排除されステークホルダーからの信頼を確保できるなどの利点があり、ステークホルダーにとっては、開示情報の比較可能性が確保できるとともに、開示事項の恣意性が排除されネガティブ情報を含む総合的な評価が可能となるなどの利点がある。

任意開示に係るガイドラインは、政府以外も含め様々な主体によって作成されているが、特に政府のガイドラインについては、次のような問題点が挙げられる。第一に、省庁の縦割りによるガイドラインの乱立が問題点として挙げられる。対象となる分野・組織・ステークホルダーによって多様なガイドラインが存在する一方、省庁間の調整不足等により、開示項目の重複、策定・改定時期のズレによる情報の混乱が存在する。第二に、近年国際的に重視されているマテリアリティへの対応がなされておらず、特に社会分野を中心に、組織やステークホルダーの多様性に応じた選択的で柔軟な適用ができない。第三に、そもそも、政府が望ましい開示項目を示すことは、組織とステークホルダーの多様な関係性を中核とする社会的責任の理念にそぐわないのではないかと批判もある。政府が策定主体となることにより、必要以上の画一化を招き、多様性を阻害する恐れもある。

(図16) 政府による各種の情報開示ガイドライン等

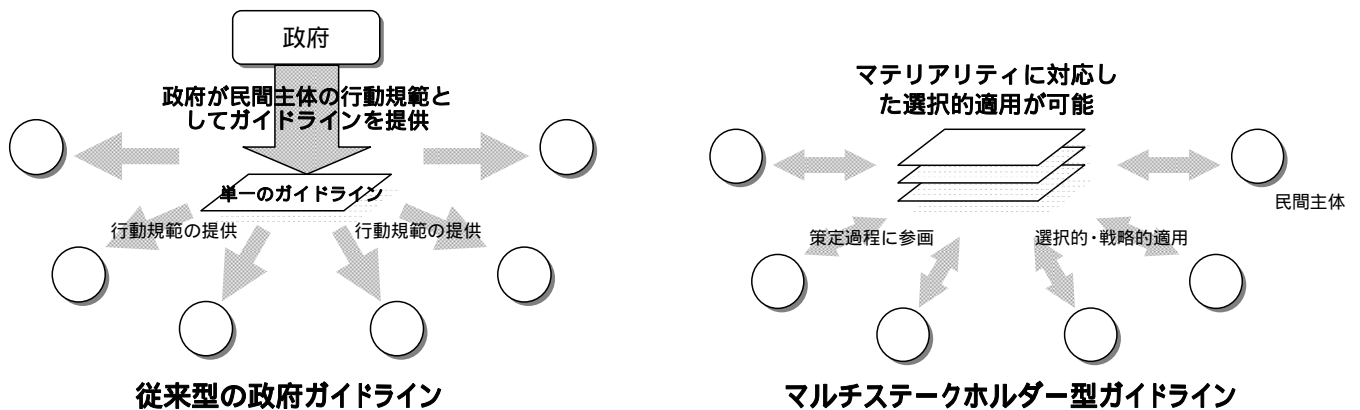
名称	所管省庁	発行年月	対象組織	開示媒体	対象ステークホルダー
ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン 2001	経済産業省	13年6月	限定なし	環境報告書	限定なし
知的資産経営の開示ガイドライン	経済産業省	17年10月	限定なし	CSRに関する報告書等	限定なし
知的財産情報開示指針 特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて	経済産業省	16年1月	限定なし	決算短信、事業報告書、年次報告書、資料、口頭説明、HP、知的財産報告書等	投資家
製品安全自主行動計画のためのガイドライン	経済産業省	19年3月	限定なし	CSRに関する報告書等、HP	限定なし (主として消費者)
消費者に信頼される事業者となるために 自主行動基準の指針	内閣府	14年12月	限定なし	限定なし	消費者
環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～(2007年版)	環境省	19年6月	限定なし	環境報告書	限定なし
環境報告書記載事項等の手引き	環境省	19年12月	限定なし	環境報告書	限定なし
環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き	環境省	17年12月	限定なし	環境報告書	限定なし
環境会計ガイドライン 2005年版	環境省	17年12月	限定なし	環境報告書	限定なし
エコアクション21 2001	環境省	16年4月	限定なし	環境活動レポート	限定なし
労働に関するCSR推進研究会報告書	厚生労働省	20年3月	限定なし	社会報告書	限定なし (主として労働者)

マルチステークホルダー・プロセスに基づく情報開示ガイドラインの統合

上記の問題点を踏まえ、円卓会議の開催にあたっては、既存の政府ガイドラインをでき得る限り統合し、重複や矛盾を排除することが期待される。ただし、統合にあたっては、政府による指導的なガイドラインとするのではなく、マルチステークホルダー・プロセスを経ることにより、ステークホルダーの要請が十分に反映されたものとする必要がある。

その際、さらに以下の点について留意が必要である。第一に、マテリアリティに対応した選択的で柔軟な適用を可能とすることで、組織とステークホルダーの多様な関係性を十分に反映できるものとする必要がある。第二に、ISO26000 の内容との整合性を確保するとともに、GRI (Global Reporting Initiative) 持続可能性報告ガイドラインなど国際的なデファクトスタンダードとの対応関係に十分留意する必要がある。その上で、我が国の要求水準が国際社会のそれを超える項目や、逆に国内の関心は低いものの国際的には大きなリスクとなる項目を重点的に記載したガイドラインとすることにより、利用価値のあるものとする必要がある。

図 17 従来型の政府ガイドラインとマルチステークホルダー型ガイドライン



参考資料

関連文書の抜粋

「国民生活における安全・安心の確保策について」
(平成 19 年 6 月 4 日国民生活審議会意見)

「長期戦略指針『イノベーション 25』」
(平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)

「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓
会議の開催に向けて(案)」
(平成 20 年 3 月 11 日国民生活審議会第 6 回総合企画部会資料)

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」
(平成 20 年 4 月 3 日国民生活審議会意見)

「国民生活における安全・安心の確保策について」 (平成19年6月4日国民生活審議会意見) (抜粋)

企業等の社会的責任の取組促進

規制改革の進展や「官から民へ」の流れの中で、国民の利益を保護・実現するために、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組の必要性が一層拡大している。中でも、国民生活の安全・安心を確保するためには、官による規制や監視・監督の強化だけでなく、製品や施設の提供者としての企業等¹が、それぞれの社会的責任²を果たしていくことが重要である³。

(1) 企業等の取組を支える環境整備の必要性

社会的責任の取組を促進するためには、企業等とステークホルダー⁴が相互に情報を交換し、対話や連携を図るなど、両者の双方向の関係を強めることが求められる。中でも、積極的な取組を行っている企業等が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すことが重要である。

しかし、企業等と個々のステークホルダーの間に情報や専門知識、資源の格差があることに鑑みれば、上記のような好循環が、両者の関係だけで自律的に創出されたと考えることは難しい。好循環を作り出すためには、企業等が自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく、消費者団体、労働組合、NPO等や専門家、さらには行政を含む各主体が、上記の格差を埋める役割を積極的に果たすことにより、

1 製品や施設の提供者としての行政を含む。

2 我が国には、現在のところ社会的責任に関する通説的な定義はないが、国際的には様々な定義付けの試みがなされている。特に、ISOが開発中の社会的責任に関する国際規格(ISO26000)は、将来的に、国際的な定義についての一つの目安になることが予想される。では、便宜上、ISO社会的責任作業部会第4回総会(2007年1月開催)において決議された暫定的な定義に従うものとする。すなわち、社会的責任とは、「組織が、その意思決定と活動(財やサービスの提供を含む)が社会や環境に及ぼす影響に対して、透明で倫理的な行動を通じて果たす責任のことであり、そうした行動は、持続的発展や社会的厚生と整合的で、ステークホルダーの期待に配慮したものであり、適用され得る法令を遵守し、国際的な行動規範に整合的で、組織の活動に統合されたものである(内閣府抄訳)。」ただし、(3)における取組の実施に向けた検討にあたっては、上記規格の今後の策定動向との整合性に十分留意する必要がある。なお、上記規格は、法令遵守を上回る組織の活動を奨励するものであり、かつ、マネジメント・システム規格ではなく、適合評価や認証に供されることを目的としたものではない。

3 安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組としては、例えば別紙のような項目が考えられる。

4 組織によって影響を受けるか、組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。製品や施設を提供する企業等にとってのステークホルダーとしては、例えば、消費者、投資家、労働組合、従業員、地域住民、NPO、取引先企業等が想定される。

社会全体として、個々の企業等に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

このことにより、～で述べてきたような取組が自律的に推進され、官と民のパートナーシップが実効性を持って機能するようになるものと考えられる。

(2) 各主体が果たすべき役割

環境整備に向けた上記の各主体の役割としては、例えば以下の取組が考え得る。

企業等や事業者団体の役割

- ・ネガティブ情報も含めた積極的・網羅的な情報開示や、消費者団体、NPO等による評価を通じて、自らが発信する情報に対する信頼性を向上させること。
- ・実効性ある対話を通じて、ステークホルダーの期待や要求を把握すること。
- ・事業者団体については、会員企業の取組を監視・監督したり、自主行動基準の指針の策定等を通じて会員企業の取組を支援すること。

消費者団体、NPO等の役割

- ・企業等の取組を評価し、その結果をわかりやすく個々のステークホルダーに伝えること。
- ・ネガティブ情報を積極的に開示した企業等を公正に評価するなど、長期的な視点に立つて幅広い角度から透明性と公正性を確保しつつ評価を行うこと。
- ・一般の消費者等の多様な期待や要求を把握し、企業等に提示すること。

専門家の役割

- ・大学等の教育・研究機関や各主体の組織内部において、各主体の役割や主体間の対話を補助するとともに、人材の育成や横断的な交流を進めること。

行政の役割

- ・法令や規制を適切に整備・運用すること。
- ・各主体の自主的な取組や情報交換・コミュニケーションが進む環境を整備すること。特に、消費者の自立支援等についての行政の責務や、各主体間の情報や専門知識、資源の格差を踏まえ、各主体への社会的な支援の枠組みを整備促進すること。
- ・上記の役割を果たすにあたっては、縦割り行政の弊害を除くため、関係府省庁が十分に連携して対応すること。

(3) 社会的責任の取組促進に向けて必要な取組

社会的責任は、あくまで法令や規制の枠組を超えた民の自主的な取組として進められるべきであり、政府が個々の企業等の取組に直接的に介入することは望ましくない。「官から民へ」の流れの中においては、上記のような各主体の役割について、対話の場の提供を通じて共通の認識を醸成し、民の自主的な取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進することが、官の役割として重要となる。そこで、上記を踏まえ、

社会的責任の取組促進に向けた方策の一環として、以下の取組を行うべきである。

「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」の開催

個々の企業等の取組を支える環境を社会全体として整備するため、事業者団体代表、消費者団体代表、労働組合代表、投資家代表、その他のNPO代表、専門家及び行政によって構成され、参加者自身が主体的に運営を担う包括的で透明性のある対話の場として、政府は「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」(以下、「円卓会議」という。)を開催する。円卓会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営方法については、以下の基本方針に従って、今後の国民生活審議会にて更なる検討を進める。

- ・環境整備のために各主体が果たすべき役割について、具体的な経験や情報を共有しながら、主体間で共通の認識を構築する。
- ・各主体が上記の役割を果たせるようにするため、これらに対し間接的な支援を行うことや、社会的責任投資や社会的責任調達促進等、環境整備のために政府が措置すべき方策について提言を行う。
- ・円卓会議は、関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。なお、安全・安心の確保に係る分野を超えた包括的な議論を行う必要がある場合には、関係者の合意と参加を得るとともに、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するものとする。
- ・円卓会議の運営方法については、参加者自身が主体的に関与し得る運営の在り方について、今後具体的な検討を進める。

地域における社会的責任の取組促進

地方公共団体の代表に対して、必要に応じて、円卓会議への参加を求める。さらに、各地域においても、各主体の対話の場を整備することも考えられる。

各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の促進

各主体が上記の役割を自律的に果たせるようにするため、専門家の育成や横断的な交流の支援等を通じ、各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)を促進する。具体的な方策については国民生活審議会にて検討を進める。

(参考) 安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組例

1. 推進体制等

- ・自主行動基準の策定・開示，経営トップのコミットメント
- ・CSR・法令遵守推進本部の設置など横断的・包括的な推進体制の整備
- ・体系的で効果的な教育・研修プログラムの策定・実施
- ・自主行動基準の違反行為に対する対応手順や賞罰の規定・周知・運用
- ・効果的なモニタリング・監査体制の整備
内部通報窓口・ヘルプラインの設置・運用，内部・外部監査体制の活用，経営へのフィードバック
- ・緊急事態時の対応方針の策定
消費者への初期対応等を定めた緊急対応マニュアルの作成など

2. 情報開示・提供

- ・消費者への情報提供の在り方
適正で正確な広告・表示，使用方法等の正しい知識の普及など誤使用回避に向けた情報提供や警告表示，不利益情報の提供，子ども・高齢者・障害者等に配慮した情報提供
- ・重大な欠陥情報・事故情報・苦情情報の開示方針の策定と運用

3. 製品開発・管理体制等

- ・原料受入れから出荷に至るまでの体系的な品質管理体制の整備
- ・誤使用の類型抽出等を踏まえた誤使用防止に向けた製品開発
- ・子ども・高齢者・障害者等に配慮した製品設計
- ・自主的な製品回収
回収実施基準の策定・開示，業界や商品の特性に応じた効果的な告知方法の検討

4. 苦情・処理相談制度

- ・苦情・相談処理制度の整備
苦情・相談窓口や手続きの消費者への明示，苦情・相談事例の公表，苦情・相談情報を再発防止策や製品開発に活かす体制の構築，外部機関によるあっせん・調停・仲介手続や費用情報等の明示

5. 取引先事業者

- ・取引に際する取引先事業者のCSR・法令遵守への取組の考慮

「長期戦略指針『イノベーション25』」

(平成19年6月1日閣議決定)

(抜粋)

第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

1. 社会システムの改革戦略

(1) 早急に取り組むべき課題

1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備

イノベーションを誘発する新たな制度の構築

・ 安全・安心の確保のための新たな官民パートナーシップの構築

国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」を開催する等、官と民との新たなパートナーシップの構築を推進する。

「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の開催に向けて（案）」

（平成20年3月11日 国民生活審議会第6回総合企画部会資料）

1. 意義

（1）政府，市場，市民社会の関係の再構築

1990年代以降の急速なグローバル化や技術革新は、世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが、一方で、地球環境問題や貧困問題など、政府だけでは対処できない持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じて、国際競争の激化や情報化の進展、少子・高齢化の急速な進行が、人々の価値観や就業形態、消費生活の多様化・複雑化を招き、従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。さらに、国際競争の激化を背景とした世界的な規制緩和の潮流の中で、政府と市場の役割分担も改めて問われている。

こうした中、法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも、例えば1970年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど、社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし、今日の世界規模での関心の高まりの特徴は、社会的責任の議論が、市場経済の見直しへの動きからさらに、政府と市場、そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして実践する動きが現れていることである。

90年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資（SRI）やソーシャル・ラベルといった様々な実践的ツールを活用して、市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されている。企業自身も、CSR調達のネットワークを広げたり、積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し、よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに、環境・社会分野のニーズを技術革新に繋げ、むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では、企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え、各種の市場環境の整備を始めている。そこでは、政府と市場、そして市民社会がそれぞれ孤立し対峙するのではなく、互いの役割を果たしながら、総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。円卓会議の意義の一つも、まさにそこにある。

（2）持続可能な発展を支える市民社会の成長に向けて

一方で我が国では、伝統的に行政が“公”の担い手として存在し、市民は専ら公共サービスの受け手として、あるいは規制によって保護される存在として捉えられてきた。90年代以降、規制改革等を通じて社会的課題に対する市場の影響力は強まったが、背後で市場規律を支えるべき市民社会は、様々な基盤の欠如から十分な広がりを持っていない。

今後、我が国が持続可能な発展に貢献していくためには、健全で成熟した市民社会の存在が不可欠である。企業や行政に対して冷静で厳しい眼を向けるとともに、時には協働・連携して、持続可能な発展のためのコストを共有する、そうした市民社会の存在がなければ、社会的課題に対する産業の対応力は弱まり、我が国の競争力を減じる可能性さえある。

勿論、市民社会の力強い胎動は我が国でもすでに始まっている。その存在は円卓会議の前提であり、また、その成長を促すことは円卓会議の極めて重要な目的の一つでもある。特に、我が国は「国連持続可能な開発のための教育の10年」の提唱国として、持続可能な発展を支える人材や組織が学び育まれる環境を積極的に整備すべきである。

(3) 新たな行政の役割(協働行政)としての円卓会議開催

持続可能な発展や社会的責任に関する国際社会での実践は、課題解決に向けた意思形成のプロセスにも大きな変革をもたらしてきた。特に、課題解決のために多様な主体の役割を要する課題については、広範なステークホルダーが、対話を通じて情報や認識を共有し、協働して解決にあたる手法(マルチステークホルダー・アプローチ)が、国連や各国政府、国際的な非営利ネットワークによって実践されてきた。

多様なステークホルダーが社会的課題についてともに議論する円卓会議も、まさにこうした国際社会における実践の延長線上にある。すなわち、市民社会を含む多様な主体が、互いに責任をもって対話し、連携していく新しいシステムの構築こそが、円卓会議に求められる重要な役割である。

行政にとってこうした手法は、伝統的な規制行政や支援行政とは異なる“協働行政”の一環であり、国民生活審議会総合企画部会で審議中の「行政のあり方の総点検」においても、各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割、行政が果たすべき重要な役割として位置づけることが適当である。

(4) 国際社会と未来に向けての責任

先述の通り、近年、一部の先進諸国では、社会的責任の取組促進を戦略的に進めているほか、アジア諸国も、急激な成長に伴う様々な課題に対処するため社会的責任に関心を寄せている。また、ハイリゲンダムサミットでは、OECD 多国籍企業行動指針やILO 三者宣言に基づき、先進国が一致して企業の社会的責任の原則を強化することが確認されたほか、グローバルコンパクトや責任投資原則など、国連をはじめ様々な国際機関やネットワークが社会的責任に係る基準や規範作りを進めている。さらにISOでは、数年以内に組織の社会的責任の実施ガイダンスとなる国際規格の発行を予定している。

今後、我が国が、経済大国として、国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため、また、我が国自身の持続可能性を確かなものにするため、さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるため、組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することが急務である。

中でも、円卓会議を通じて、我々が真に果たすべきは、未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように、我々は、我々自身の利益に配慮しつつも、決して将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも、そして将来世代のためにも、社会を構成する全ての主体が、それぞれの本来果たすべき役割を改めて見つめ直し、短期的な負担や自らの利害を超え、より大きな枠組み作りに向けて協働することが強く求められている。そのことを通じてはじめて、我々は国際的にも信頼され、将来世代に誇れる新しい日本を築き上げることができるのである。

2．円卓会議の目的

円卓会議は、以下の 及び に掲げる目的を達成するため、

- ）広範なステークホルダー代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで、
- ）社会を構成する多様な主体による協働のあり方について、情報交換や対話を通じて参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行うとともに、
- ）政府が措置すべき方策について提言を行う。

安全・安心で持続可能な未来の姿と協働のあり方の共有

我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来とはどのような姿か、そこに至るためには何が必要とされるのか、組織はいかなる責任を果たすべきか、組織を取り巻くステークホルダーはいかなる役割を担うべきか、円卓会議での議論を通じて、広範な層でビジョンを共有し、協働のあり方を探る。

社会的責任の取組を促進するための環境整備

社会的責任の取組を促進するためには、積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出す環境整備が必要である。そのためには、事業者団体、労働組合、金融セクター、消費者団体、NPO・NGO 等や専門家、さらには行政を含む各主体が積極的にそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。そこで、円卓会議は、各主体の協働を通じて、組織の社会的責任の取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

3．「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は、上記目的の達成手段として、概ね 2010 年までに、「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を取りまとめる。協働戦略の具体的な形は円卓会議において議論されるものであるが、特に以下の要素を含むことが期待される。

目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体が果たし得る役割や協働のあり方、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

横断的課題

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策、社会的責任投資（ないし責任ある投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

4．円卓会議の運営についての基本方針

円卓会議の運営方法については、以下の基本方針の下、当事者であるステークホルダーを中心に検討を深め、これを参考に国民生活審議会総合企画部会にて決定するものとする。

（１）円卓会議の機構

円卓会議の機構は、総会、部会及び運営委員会によって構成される。

総会

総会は、審議事項の決定を行うほか、検討項目に応じた部会の設置を行うとともに、部会における検討を踏まえ、円卓会議としての取りまとめを行う。

部会

部会においては、総会で決定された基本方針に従って、課題別の専門的な検討を行う。部会は、必要に応じて、専門的な検討を行うワーキンググループ等を開催する。

運営委員会

運営委員会においては、審議項目案等の検討を行うほか、ステークホルダー別準備会合の開催支援や周知啓発活動を行うとともに、円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

（２）円卓会議への参加

委員の役割

委員は、他の委員との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表明しあう。また、委員には、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として、グループ内の意見を把握し、これを前提として円卓会議で発言を行うとともに、円卓会議での議論についてグループ内の広範な主

体への説明や啓発に努めるほか、必要に応じ各主体を説得し、協力を求めることが期待される。

総会及び部会の構成

総会及び部会は、原則として、事業者団体、労働組合、金融セクター、消費者団体、その他の NPO・NGO の各グループの推薦を受けるなどした者、専門家、行政から構成される。ただし、選出母体が十分に組織化されていないグループや、意思決定に参加しないオブザーバーは、運営委員会が適任候補を選出する。また、部会については、審議事項に鑑みて必要な場合、上記グループ以外の分類を設定する。

(3) 意思決定方法

円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など、円卓会議全体の機構や運営に関する事項は、可能な限り全員一致を目指すものとする。

協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については、各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としているため、多数決等による強制を行うことは想定されない。一方、政府に対する政策提言については、可能な限り全員一致を目指すものとするが、不可能である場合、両論併記等の形によって、多様な意見の分布状況を示すこととする。

5. 国際社会や地域社会との関わり

持続可能な発展や社会的責任の問題は、極めてグローバルな課題であると同時に、多くの場合、地域における取組こそが解決の要となることを踏まえ、以下に留意する。

国際社会との関わり

必要に応じて、オブザーバーとして国際機関や各国の産業団体、労働組合、市民団体等の参加を求めるなど、企業のグローバルな活動を踏まえた国際的な観点から議論を深めるとともに、我が国の取組を国際社会に向け発信する。また、協働戦略の策定に当たっては、アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成など、国際社会への積極的な働きかけも視野に入れた検討が期待される。

地域社会との関わり

必要に応じて、地方公共団体に対して円卓会議への参加を求める。また、各地域で既に実践されているマルチステークホルダーによる取組との交流や連携を図るとともに、積極的な広報活動を通じて円卓会議での議論を周知し、マルチステークホルダーによる対話の場が未整備な地域にも取組を促す。

6 . 関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進

円卓会議は、関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。また、政府は、円卓会議の提言を参考に組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を戦略的に進めるとともに、関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進する。

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」 (平成20年4月3日 国民生活審議会意見) (抜粋)

第3章 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

4. 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任の取組促進

前節までに掲げた施策は主に行政の役割を中心としているが、消費者・生活者の安全・安心を磐石なものとするためには、主役たる消費者・生活者自身が自らの権利と義務の下、自立して困難に立ち向かい、社会の公正性を達成しようとして活動するとともに、さらにそれ以外の主体も含めた多様な主体の役割が不可欠である。このことは、より長期で見た消費者・生活者の利益を考えた場合、特に、現世代の消費者・生活者の安全・安心のみならず、将来世代の消費者・生活者の安全・安心の確保も考えた場合、一層重要となる。

持続可能な発展の理念が謳うように、いかに安全・安心な暮らし、快適な暮らしであっても、それが将来世代の多大な負担の上に成り立つのであれば、我々は暮らしを見直す責務を負っている。こうした持続可能性を巡る問題の特徴の一つは、行政以外も含めた多様な主体の関与が求められるということである⁵。1990年代以降の急速なグローバル化や技術革新は、世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが、一方で、地球環境問題や貧困問題など、持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じても、国際競争の激化や情報化の進展、少子・高齢化の急速な進行が、人々の価値観や就業形態、消費生活の多様化・複雑化を招き、新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。これらの課題を解決するためには、これまで述べてきた行政の転換に加えて、行政以外の主体をも巻き込んだ新たなアプローチが必要とされている。

こうした中、法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも、例えば1970年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど、社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし、今日の世界規模での関心の高まりの特徴は、社会的責任を、市場経済の見直しへの動きからさらに、政府と市場、そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社

⁵ 1992年にリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）は、その採択文書アジェンダ21において、「アジェンダ21の全てのプログラムにおいて、各国政府が合意した目標・政策・枠組みを実効性をもって実施するためには、全ての社会集団のコミットメントと真の関与が不可欠である。持続可能な発展の達成に向けた根源的な条件は、意思決定に広範な社会層が参画することである。」として、持続可能な発展の実現に向けた多様な主体の役割を強調している。

会システムとして捉える動きが現れていることである。例えば、1990年代以降広がりがつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資（SRI）やラベリング⁶といった様々な実践的手段を活用して、市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されているほか、企業側も、積極的にステークホルダー⁷との対話や連携を模索し、よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに、環境・社会分野の需要を技術革新に繋げ、むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では、企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え、各種の市場環境の整備を始めている。そこでは、3者が孤立し対峙するのではなく、互いの役割を果たしながら、総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。

（１）「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」の開催

我が国においても、社会的責任の取組を促進するための環境整備を総合的かつ戦略的に推進し、政府と市場、そして市民社会が一体となって安全・安心で持続可能な未来を実現する体制を整備することは喫緊の課題である。そこで、平成20年度のできる限り早い時期に、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を開催すべきである。国民生活審議会は、円卓会議のあり方について更なる検討を行い、平成20年6月を目途に取りまとめを行うこととする。

円卓会議は、広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで、（ ）我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し、その実現に向けた協働を推進するとともに、（ ）積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

円卓会議が提供する社会的合意形成や取組促進の枠組みは、持続可能性や社会的責任を巡る国際社会の実践の延長線上にある。特に、解決のために多様な主体の役割を要する課題について、広範なステークホルダーが対話を通じて情報や認識を共有し、協働して自ら解決にあたる手法（マルチステークホルダー・アプローチ）が、国連や各国政府、国際的な非営利ネットワークによって実践されてきた⁸。円卓会議も、消費者団体やNPOを含

⁶ 製造や取引過程における社会や環境への配慮が一定の基準を満たしていることを消費者や取引先に示すため、認定等を受けた企業が店舗や当該製品にシンボルマーク等の表示を行う仕組み。エコラベルやフェアトレードラベル、ソーシャルラベルなど多様な種類が流通している。

⁷ 組織によって影響を受けるか、組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。

⁸ 例えば、欧州諸国をはじめ多くの先進国が、アジェンダ21を踏まえた持続可能な発展戦略の策定過程でマルチステークホルダー参画を進めてきたほか、国連自身も、持続可能な発展委員会（CSD）を創設し、持続可能な発展に向けた、政府・国際社会・主要

む多様な主体が互いに責任を持って対話し、連携していく新しい枠組みの構築を企図したものである。

こうした枠組みは、第2章において論じた政策形成過程に消費者・生活者の声を届けるための極めて重要な手段の一つであると同時に、行政にとっては、伝統的な規制行政や支援行政とは異なる“協働行政”の一環であり、各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割、行政が果たすべき重要な役割として位置づけることができる。

なお、円卓会議は、行政にとっても行政以外の主体にとっても初めての試みであり、長期的な戦略を持って、主体間で時間をかけて取組を積み重ねていくことが何よりも重要である。このため、円卓会議の開催にあたっては、一定程度の継続性を担保できるような設置根拠のあり方を検討すべきである。

(2) 「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は、概ね平成22年までに、目指すべき社会像、各主体の協働のあり方とそれぞれの役割、政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」として取りまとめる。ただし、段階的に中間取りまとめを行うとともに、緊急性の高い課題については取りまとめを待たずに順次取組に着手する。また、PDCA⁹の観点から、定期的に進捗状況の把握を行い、その後の戦略に活用していく。

協働戦略には、以下の要素を含むことが期待される。

目指すべき社会像 目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋
分野別重点課題 例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策
横断的課題 一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の支援に向けた方策、社会的責任投資(ないし責任ある投資)や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

(3) 行政機関の社会的責任

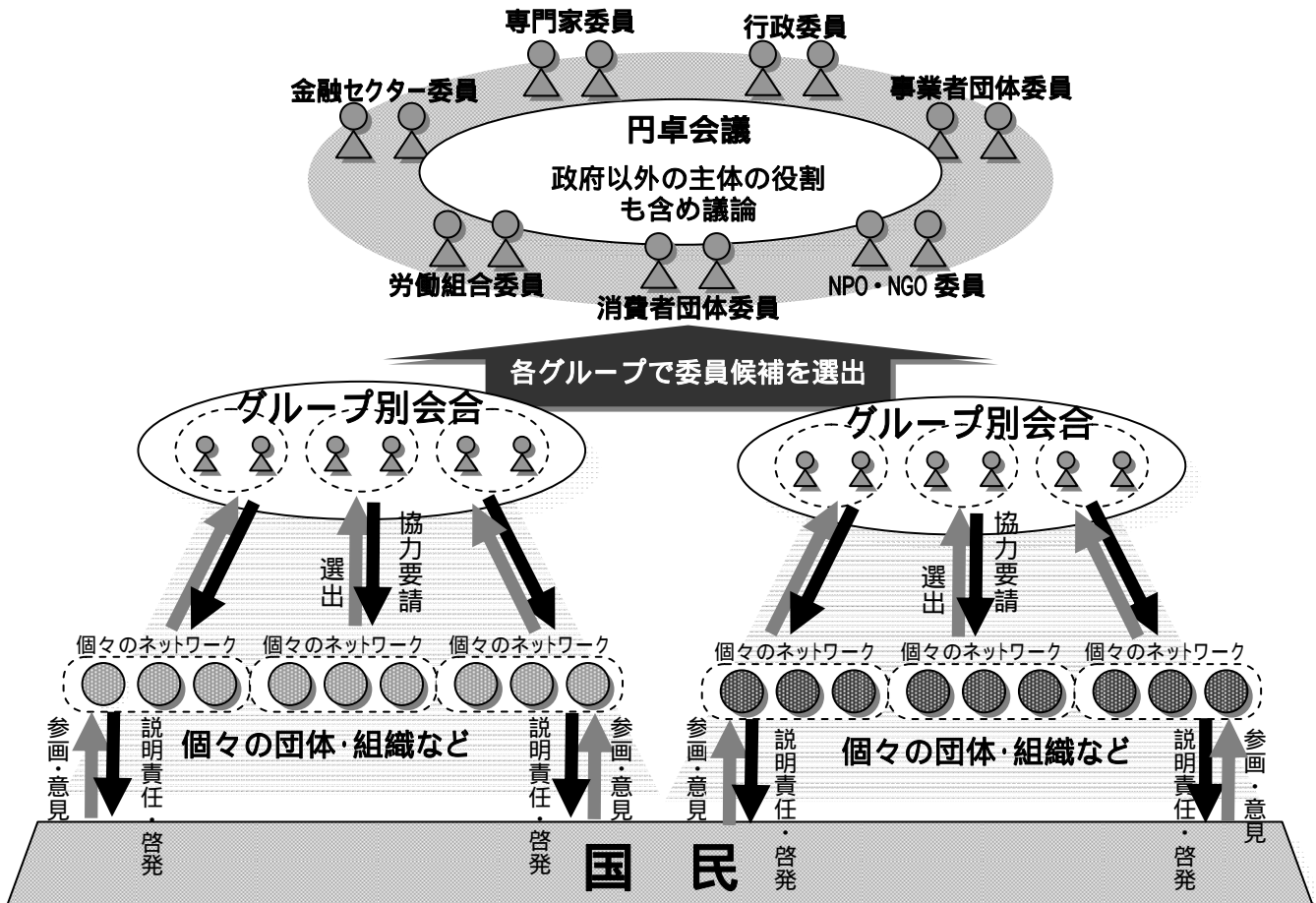
行政機関は、それ自体事業主体でもあることから、円卓会議への参加に際しては、率先して取組を進めることが求められる。特に国の行政機関においては、ステークホルダーと

グループとの間の対話とパートナーシップを促進してきた。また、グローバル・レポートニング・イニシアティブ(GRI)や森林管理協議会(FSC)など、社会的責任に関する各種の国際的な非営利ネットワークも、その意思形成過程にマルチステークホルダー・アプローチを取り入れている。

⁹ Plan(立案・計画), Do(実施), Check(検証・評価), Act(改善・見直し)の略。

の対話や連携の推進，実効性ある苦情処理体制の構築，環境や社会への配慮の状況や事件等のネガティブ情報を含む社会的責任報告書の作成・開示などの取組が期待される。

図5 マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議



あくまでイメージであり、具体的な団体を想定しているものではない。
委員候補選出のプロセスは、各グループごとの特性により異なり得る。

参考資料

マルチステークホルダー・プロセスについて

1. マルチステークホルダー・プロセスとは

マルチステークホルダー・プロセス (Multi-stakeholder Process : MSP) の定義

(資料¹⁰を基に内閣府において整理)

- (1) 平等代表性を有する3主体以上のステークホルダー間における、
(2) 意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセス。

(1) ステークホルダーの平等代表性 (equitable representation)

MSP におけるあらゆるコミュニケーションにおいて、各ステークホルダーが平等に参加し、自らの意見を平等に表明できるということであり、また、相互に平等に説明責任を負うということ。

(2) 意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通

政策決定から共通認識の形成、実践的な取り組み実施に向けての合意、ステークホルダー間のパートナーシップやネットワーク形成に至るまでを幅広く含むもの。

MSP の歴史的背景

MSP は、主に 80 年代後半から 90 年代にかけての“持続可能な発展”に関わる議論の中で登場。

- ・ 1987 年の環境と開発に関する世界委員会 (通称ブルントラント委員会) 報告書「我ら共通の未来 (Our Common Future)」、および、1992 年の環境と開発に関する国連会議 (通称リオ・サミット) 採択文書「アジェンダ 21」では、ともに“持続可能な発展を達成するためには、様々なステークホルダーが政策決定に関する情報へアクセスし、政策決定へ参加する制度を保障することが不可欠である。”と述べられている。
- ・ 「アジェンダ 21」の提唱によって、MSP の先駆的事例として、多様なステークホルダーの参加を制度として保障した「持続可能な開発委員会 (CSD)」創設。

以降、様々なテーマ (環境、人権、労働、消費者問題等) と、レベル (国際、国内、地域等) において適用。

MSP が適する条件

- a) 参加主体間に、対話が不可能であるまでの対立が発生していないこと。
- b) 取り扱われるテーマがある程度具体性を帯びているものであること。
- c) 最終目的が参加主体間で共有され、かつ、対話を経ることにより目的が達成される合理的な可能性 (reasonable probability) があること。

¹⁰ Hemmati, Minu ed. (2002) Multi-stakeholder Processes for Governance and Sustainability, Earthscan, London. を主要文献とした。また、本資料もこの文献に依拠してまとめている。

MSP によって得られるメリット

- a) 対話や情報共有等を通じて、参加主体間に一定の信頼関係が醸成されるとともに、相互にとって最善の解決策を探ろうとする姿勢 (win-win attitude) が創出される。
- b) 広範なステークホルダーが参画することによって、対話の成果である決定や合意等への幅広い正当性 (Legitimacy) が得られる。
- c) 各ステークホルダーが主体的に参画することにより、それぞれの主体的な取組が促される。
- d) 単独の取組もしくは二者間の対話のみでは解決できない、もしくは、十分な効果が得られない問題が、3主体以上の関与によって解決可能になる。
- e) 各ステークホルダーが自己利益のみを目指して行動した場合、結果として各主体の利益が損なわれるという“囚人のジレンマ”的な状況にある問題が解決可能になる。

2. マルチステークホルダー・プロセスの類型

MSP が用いられた実際の事例をその目的から分類すると、以下の五つに分けられる。

a) 利害折衝型

ステークホルダー間に利害対立が存在する場合であって、その妥結点を模索することが目的。

事例：シェル石油ブレント・スパー問題(1996年11月～1997年12月)

当初、シェル石油はイギリス政府の許可を得た上でオイル貯蔵ブイ(ブレント・スパー)を海洋投棄処理する予定であったが、これに対して、環境 NGO や北海周辺国が反対したため、海洋投棄処理を断念せざるを得なくなった。そこでシェル石油は、各国政府および沿岸地方政府、環境 NGO、技術専門家、工事請負業者等を交えた代替処理方法についての対話を開催し、その結果妥結された処理方法を採用した。

b) コミットメント形成型

各ステークホルダーの議論への主体的な参画により、協働の実効性を確保することが目的。

事例：国連グローバル・コンパクト(1999年～現在)

前国連事務総長コフィー・アナンの主導により開始された、人権、労働基準、環境、反汚職の分野よりなるビジネスの 10 の原則について定めたもの。それぞれの原則およびそれに付随する事案テーマについて、MSP によりフォーラムなり学習会なりが開かれ、グッド・プラクティスの共有等が行われている。取り組みを強制する形式ではないが、企業の自発的な参加表明によってある程度の取り組みを確保する方式である。

c) 規範形成型

広範なステークホルダーが参画し、意識水準を互いにすり合わせることで、幅広い正当性を持ったガイドライン等の規範を作成することが目的。

事例：グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)(1997年～現在)

組織(企業のみならず各種団体も含む)の自発的な持続可能性レポートについての国際的枠組みの開発、および、合意の形成を目的としたイニシアティブ。継続的なワーキング・グループの開催や各ステークホルダーからの評価により、常時、枠組みの内容について相互的な見直しや修正が行われている。また、成果は GRI ガイドラインとして発行されている。

その他の事例： 鉱業・鉱物資源と持続可能な開発(MMSD)、世界ダム委員会(WCD)、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)、森林管理協議会(FSC)、海洋管理協議会(MSC)、SA8000 等

d) 情報および認識共有型

政策決定等の前提となる情報を各ステークホルダーが持ち寄り、共通の認識を得ることが目的。

事例: 欧州マルチステークホルダー・フォーラム(2002年10月~2004年6月)

欧州委員会の主導により EU 圏の政治戦略の一環として CSR を促進するために設けられた。CSR の取り組み、および、CSR ツールの革新、透明性、統一性の促進について、産業界、労働団体、NGO 等が、事例分析等を通じて情報共有し、報告書および勧告書を公表した。勧告書は法的拘束力を伴うものではないが、加盟国および各ステークホルダーは勧告書の内容を実行に移すことが求められている。

e) 政策提言型

各ステークホルダーがそれぞれの意見を持ち寄り、広く受け入れられる提言を作成することが目的。

事例: コロンビア川下流域の持続可能な開発のための協力(1999年中頃~不明)

米国陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers)が、国家環境政策法(NEPA)に基づきコロンビア川下流域の水路掘削工事計画の策定を行おうとしたところ、河川下流域の地方政府および住民等の関係者はこれに承服せず、MSP による工事計画の対案を策定しようとした事案。主としてアストリア市と環境 NGO の主導のもと、河川下流域の地方政府、港、米国海洋大気庁(NOAA)が参加した。(但し、資料が無いため、成果物についての詳細は不明。)

NEPA の正式名称は、National Environmental Policy Act。1969年に米国で制定された環境影響評価制度の先駆けとなる法律である。合衆国政府の主要な行為(政策・計画・事業等)で環境に影響を与えるものに環境影響評価を行う事を義務付けている。

参考資料

諸外国における持続可能な発展戦略と
マルチステークホルダー・プロセスについて

1. 持続可能な発展戦略について

1992年の「環境と開発に関する国際連合会議(通称リオサミット)」で採択されたアジェンダ21において、各国の政府は「持続可能な発展に関する国家戦略(NSSD)」を策定すること、並びに「持続可能な発展に関する国家委員会(NCSD)」を設置することを表明した³⁴。これを受けて、各国では持続可能な発展に関する戦略の策定、および、持続可能な発展に関する国内組織の設立が行われている。

本資料では、諸外国で策定されている持続可能な発展戦略について、その項目例と策定過程におけるステークホルダー参画のあり方に焦点を当て、概説する³⁵。

2. 持続可能な発展戦略の策定例

(1) 欧州連合

名称: 欧州連合持続可能な発展戦略

(The European Union's Strategy for Sustainable Development)

対象期間 2001年～、2006年改定

基本原則

「環境保護」、「社会的平等と社会的団結」、「経済的繁栄」、「国際社会への責任」を主要目標として掲げ、基本的人権の尊重、民主主義社会の原則、世代内および世代間連帯、ステークホルダー参加等を政策の基本原則として位置づけている。

項目例

主要課題

「気候変動とクリーンエネルギー」、「持続可能な輸送」、「持続可能な消費および生産」、「自然資源の保全および管理」、「公衆衛生および健康の脅威に対する予防」、「ソーシャルインクルージョン、人口問題、移住に関する問題」、「地球規模の貧困、および持続可能な発展に関する課題」等、社会、経済、環境等の幅広い分野にわたる。

知識社会に向けた横断的政策および提案

「教育とトレーニング」、「調査とその内容の発展」

策定主体

欧州連合理事会(Council of European Union)

³⁴ 1992年リオサミット アジェンダ21 第8章および第23章参照。

³⁵ なお、本資料に掲載した事例は、必ずしも上述のアジェンダ21の合意事項との関係が明確でないものも含まれ、また、持続可能な発展戦略を策定している国全てを網羅したものではない。

(2) イギリス

名称: 未来を守る UK 政府持続可能な戦略

(Securing the future— The UK Government Sustainable Development Strategy)

対象期間 1999 年～、2005 年改定

基本原則

「持続可能な経済」、「より良いガバナンスの促進」、「確実な科学的根拠の援用」の原則を基礎として、「環境的限界の範囲内での生活」、「強固で、健全で、公正な社会の実現」を目指す。

項目例

優先課題解決のための体制整備

「討議の場の設定やトレーニングプログラムによる意識の向上」、「ステークホルダー参加のための体制整備」、「キャパシティビルディングによるプレイヤーの育成」

優先課題

「持続可能な消費および生産」、「気候変動とエネルギー」、「自然資源保護」、「持続可能なコミュニティ」等を優先課題として設定し、その内容は、社会、経済、環境それぞれに関連する分野に広く及ぶ。

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展委員会(Sustainable Development Commission: SDC)の関与

・設立:2000 年

・概要

持続可能な発展に関する政策や取組に対する監視の役割を担う独立した政府機関であり、「政府への専門家としての助言活動」、「政府や行政を中心としたアクターへのキャパシティビルディング」、「関連分野の意識啓発やディベートの主催」、「レポートや実績評価による持続可能な発展に関する取組の監視」等を行う。以前に存在した「持続可能な発展に関するラウンドテーブル」、および、「持続可能な発展に関する政府委員会」を前身とし、2000 年に設立された。また、2005 年の持続可能な発展戦略策定に伴い、これら戦略に関する監視役の位置づけも与えられている。

・構成

学术界、科学技術関係、産業界、NGO 等のバックグラウンドを持つ 19 人の委員、および、それをサポートする 46 名の政策専門スタッフから成る。委員の任命は首相が行う。

・ステークホルダー参画の特徴

委員のポストへの応募は誰にでも開かれている(但し、委員になるためには空ポストやステークホルダー配分等の制約をクリアする必要がある)。さらに、委員会の活動に対する意見募集や、オンラインディベートも開催され、関心のある者やステークホルダーが委員会の活動にコミットする道は広く開かれている。

(3) フランス

名称: 持続可能な発展国家戦略(La Stratégie Nationale de Développement Durable)

(National Sustainable Development Strategy)

対象期間 2003年～、2006年改定

基本原則

持続可能な発展戦略の定義づけおよびその履行における全てのステークホルダーの参画、および、持続可能な発展に対する国家としての統合的アプローチを図ること。

項目例

持続可能な発展のプレイヤーとしての国民参加

「国民の関与による持続可能な発展の概念の明確化」、「信頼性および透明性に優れた情報の提供」、「持続可能な発展に関する環境学習の整備」、「議論への国民参加の促進」

個々の対象分野

「都市部の開発と農村部、自然地域の環境保全」、「気候変動に関する予防原則の実践」、「持続可能な生産および消費」、「企業のESGおよびイノベーション支援」、「公衆衛生の向上、環境汚染の防止」、「地域格差の解消と地域政府の役割」、「財政によるインセンティブ付与、税制の整備」等、その対象分野は、社会、経済、環境それぞれに関連する分野に広く及ぶ。

政府の役割

「政策への持続可能な発展の組み入れ」、「持続可能な発展に関連する分野の調査研究」、「持続可能な発展を促進する行政活動」等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展に関する国家協議会

(Le Conseil National du Développement Durable: CNDD)の関与

・設立: 2003年

・概要

持続可能な発展に関する政策を支援し、その評価および監視を通じて、持続可能な発展に関する国家戦略をより良いものにしていくことを目的として、首相の下に置かれた組織。主に首相の発意による持続可能な発展に関する課題の検討、関連する法令の草案についての答申、および、独自の提案や勧告を行う。

・構成

地域政府、事業者、労働組合、NGO、消費者、学術関係者等から、持続可能な発展に関する分野の経験および専門能力等を考慮した上で、首相により90名の委員が任命される。

・ステークホルダー参画の特徴

年四回開催される総会は、市民団体の代表や持続可能な発展に関連する団体の代表等、各課題に応じたステークホルダーに向けて開かれている。

(4) ドイツ

名称: ドイツの展望 私達の持続可能な発展に関する戦略

(Perspektiven für Deutschland

— Unsere Strategie für eine nachhaltige Entwicklung)

(Perspectives for German — Our strategy for Sustainable Development)

対象期間 2002年～、2005年見直し、2008年秋改訂予定³⁶

基本原則

「世代間公平」、「生活の質」、「社会的連帯」、「国際的責任」、「持続可能性の行動規則」を基本のモチーフとして掲げる。特徴的な項目として、「国家の借金」、「未来への経済的備え」、「教育」、「雇用」、「家族」、「外国人同胞の統合」といった、社会問題に関わるものが含まれている。

項目例

社会的プロセスとしての戦略策定

「多様なステークホルダーの役割認識と参加」、「各主体間の協力関係の発展」等

持続可能な発展の重点課題

「エネルギーの効率的な利用 気候変動の防止」、「(社会的)流動性の確保 環境の保護」、「健全な生産、消費 健全な食物」、「人口動態への対応」、「教育と高等学校の改革」、「革新的な企業 実りある経済」、「土地資源の過剰利用の抑止」等

その他、国際社会における役割、戦略の評価方法等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展のための協議会(Rat für Nachhaltige Entwicklung: RNE)の関与

・設立: 2001年(2007年に再承認)

・概要

持続可能な発展に関する政策や取組のサポート、および、持続可能な発展に関する議論を公の場において活発化させることを目的に設立された首相の諮問機関。持続可能な発展に関するマルチステークホルダーフォーラムの開催、政府の政策に対するレポートおよび評価活動等を行う。

・構成

地域政府、事業者、労働組合、環境団体、メディア、教会等の代表から、首相により14名が任命される。

・ステークホルダー参画の特徴

協議会自体に委員以外のステークホルダーが自由に参加できるというような方式は見当たらないが、マルチステークホルダーフォーラムの開催や、ある特定課題におけるステークホルダー意見交換会の開催を積極的に行う等して、持続可能な発展に関連するさまざまなテーマについての議論の場を提供することにより、ステークホルダー参加の機会を確保する。

³⁶ 現在、秋に予定されている戦略の改訂についての意見募集を行い、協議を進めている最中である。

(5) ベルギー

名称: 連邦政府持続可能な発展の計画 2004-2008 年版

(Plan fédéral de développement durable 2004-2008)

(Federal Sustainable Development Plan 2004-2008)

対象期間 2000 年～、2004 年改訂

基本原則

「全ての国が認識すべき共通の責任、とりわけ先進国が認識すべき先導的役割」、「世代内および世代間の公平」、「政策決定における経済、社会、環境的側面の統合」、「環境に重大な影響を及ぼす分野での予防性原則の適用」、「全てのステークホルダーの意思決定、および、履行段階での参加」等を重要な原則として掲げる。

項目例

「貧困の撲滅とソーシャルインクルージョンの課題」、「人口高齢化社会への対応」、「公衆衛生における被害予防」、「より責任ある自然資源利用」、「気候変動課題とクリーンエネルギーの積極的使用」、「輸送システムの改善」、「生物多様性」等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展のための連邦協議会 (Federale Raad voor Duurzame Ontwikkeling - Conseil Fédéral du Développement Durable: FRDO-CFDD) の関与

・設立: 1997 年

・概要

Agenda 21 や気候変動枠組条約等、国際的合意の履行を主な目的として設置された機関であり、連邦政府および地方政府の持続可能な発展に関する政策に対する助言、および、持続可能な発展に関連した独自のイニシアティブ等を行う。1993 年以來の「持続可能な発展に関する国家協議会」の継続的機関として、「持続可能な発展に関する連邦政策の調整に関する法律 (Loi du 5 mai 1997 relative à la coordination de la politique fédérale de développement durable)」によって設立された。

・構成

社会団体、環境団等の各種団体、消費者組合、労働組合、事業者連合、エネルギー産業、学者等の代表から成る。また、連邦政府および地域政府代表や、環境、社会経済助言機関等の派遣員も参加するが、彼らは意見表明権のみを有する。

・ステークホルダー参画の特徴

助言機関としての役割以外に、シンポジウムの開催等による持続可能な発展に関する議論を高めるフォーラムとしての位置づけも与えられている。政府代表や各社会団体の代表は、そこで自らの意見を表明することができ、その意見等は協議会の助言活動の中に組み込まれていくことになっている。また、「連邦政府持続可能な発展計画」の策定過程においては、政府草案に対する意見募集、議論の場の設定等、サポート機関として幅広い役割を果たし、戦略策定におけるステークホルダー参加の機会を提供した(上記、1997 年の法律では計画の策定過程における市民参加を義務として定めている。)

(6)フィンランド

名称:持続可能な選択に向けて 国家的にも世界的にも持続可能なフィンランド

(Towards sustainable choices — A nationally and globally sustainable Finland)

対象期間 2006年～2030年(評価は2年毎に行う)

基本原則

安全で、かつ、環境に対して責任ある全ての人が参加する多様性のある社会における、持続可能な幸福を作り出すことを基本的なビジョンとし、「経済、環境、社会、文化的側面の相互関係」、「世代を超えた長期的な政策」、「世界、国家、地域政策の調和」、「科学的根拠に基づくアプローチ」、「人的資源の強化および機会平等の確保」等の基本原則を掲げる。

項目例

「自然資源の使用と保護のバランス」...気候変動、生物多様性 等

「持続可能な地域システムによる持続可能なコミュニティ」...農村地域の活況、輸送システム 等

「ライフサイクル全般における幸福」...社会保障、雇用、世代間連帯、

ソーシャルインクルージョン、多文化的国家 等

「持続可能な発展のセーフガードとしての経済」...福祉国家、情報国家、競争力のある国家 等

「持続可能な選択のための支援」...教育支援、イノベーション 等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展に関する国家委員会

(Finnish National Commission on Sustainable Development)の関与

・設立:1993年

・概要

フィンランドにおける持続可能な発展政策を促進するため、政府によって設立された組織。多様なステークホルダーが持続可能性に関する考え、目標、取組を提供し、議論に参加できるフォーラムとして機能、特に、「持続可能な発展戦略」の策定準備から承認に至る過程で積極的な役割を果たす。

・構成

閣僚が国民委員会を主催し、議会、地方政府を含む行政機関、産業界、労働組合、NGO、メディア、教会の代表が参加する。また、教育小委員会及び地域における持続可能な発展小委員会が設置されている。

・ステークホルダー参画の特徴

FNCSDが2001年に立ち上げた「持続可能な発展に関する協働プログラム」では、企業、政府、研究機関、都市、NGO等の様々なステークホルダーが参加し、持続可能な発展に関する自らの行動についてのコミットメントを表明した。そこでの成果は、現在の取組の改善やパートナーシップ組織同士の非公式な合意、協働プロジェクト、経験の共有など様々である。また、上記の持続可能な発展国家戦略の策定にあたっては、広範なステークホルダーが参加する戦略策定グループを立ち上げ、草案の作成段階からステークホルダーの参加を積極的に担保した。

参考資料

社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について

～ 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの概要～

1 . 欧州マルチステークホルダー・フォーラム開催の経緯

欧州理事会リスボン会合（2000年3月）

拡大 EU に向け、構造的失業、地域格差、情報産業の発達に対応するため、来る 10 年に向けた新戦略目標を設定

「欧州を、雇用の拡大・改善と一層の社会的連帯を確保しつつ、持続的な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力が高く、かつ力強い知識集約型の経済にすること。」

目標達成のための新たな手法として、生涯学習、機会均等、社会的連帯、持続可能な発展等に関する企業の社会的責任に言及

欧州理事会「グリーンペーパー：企業の社会的責任のための欧州枠組みの促進」(2001年7月)

リスボン会合の新戦略目標を受け、CSRを推進するための新たな枠組みを構築するためのパートナーシップのあり方について問題提起し、広く意見を募集

欧州委員会「企業の社会的責任：持続可能な発展に向けた産業の貢献」(2002年7月)

CSRのツールの透明性や統一性の促進、及び各ステークホルダー間の共通理解の必要性を訴え、欧州マルチステークホルダー・フォーラムの設立を提唱

欧州マルチステークホルダー・フォーラムの設置
(2002年10月)

最終報告書の公表
(2004年6月)

欧州理事会ブリュッセル会合：リスボン戦略の改訂（2005年3月）

主に知識、イノベーション、人的資源の最大利用による競争力強化に重点を置いた改訂

欧州委員会「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」(2006年3月)

欧州におけるCSRの進展を継続的にレビューするため、フォーラムの定期開催を提唱

第1回レビュー会合の開催
(2006年12月)

2 . 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの目的

(1) 欧州委員会による設置目的

(欧州委員会「企業の社会的責任：持続可能な発展に向けた産業の貢献」(2002 年 7 月))

以下を通じ、C S R の取組とツールの透明性 (Transparency) と統一性 (Convergence) を促進することを目的とする。

- ・ E U レベルの主体間で、経験や先進事例についての情報交換を行う。
- ・ E U 域内の既存のイニシアティブを集約し、E U 共通のアプローチや、指針となる共通原理の確立を目指す。これらは、国際会議や第三国との対話に際しての基礎ともなり得る。
- ・ ヨーロッパレベルで追加的な取組が必要とされる分野を特定・探求する。

C S R のツール・・・行動規範 (Code of Conduct)、マネジメント基準、C S R 報告・保証、ラベリング、社会的責任投資 (S R I)

以下の事項に関し、可能であれば 2004 年中旬までに指針となる原理について合意する。

- ・ C S R と競争力の関係
- ・ 持続可能な発展に向けた C S R の貢献
- ・ 中小企業の問題 (ツール、大企業による指導・助言、サプライチェーン)
- ・ 行動規範の実効性や信頼性
- ・ C S R 報告や保証に関する共通のガイドラインと基準の構築
- ・ ラベリングに関する共通ガイドラインの構築
- ・ 年金やファンドによる S R I 方針についての情報開示

(2) フォーラム開催時の目的 (第一回ハイレベル会合 (2002 年 11 月))

C S R の促進という包括的な目的の下、以下の取組を通じて、C S R の取組とツールの革新、透明性、統一性の促進を図る。

- ・ 経験や先進的事例についての情報交換、既存の C S R ツールやイニシアティブの集約を促すことによって、C S R と持続可能な発展の関係性 (競争力、社会連帯および環境保護に与える影響を含む) についての知識の向上を図ること。その際、中小企業に特有な側面を重要視すること。
- ・ 既存の E U のイニシアティブや法令、国際的に合意された道具立て (O E C D 多国籍企業ガイドライン、欧州社会権憲章、I L O 基本労働条約、国際人権憲章等) を考慮に入れながら、C S R の取組とツールについて指針となる共通原則を確立することの適否を探求すること。

3. 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの構成

主催・議長	・ 欧州委員会 (European Commission)
経営者団体 (4 機関)	・ 欧州産業連盟 (UNICE) ・ 欧州公共企業センター (CEEP) ・ 欧州商工会 (EuroCommerce) ・ 欧州手工業・中小企業連合 (UEAPME)
商業ネットワーク (5 機関)	・ 欧州労働者協同組合・社会的協同組合・労働者参加企業総連合会 (CECOP) ・ 欧州商工会議所 (EuroChambres) ・ 欧州産業家円卓会議 (ERT) ・ CSRヨーロッパ ・ 持続可能な発展のための世界商業会議 (WBCSD)
労働者団体 (2 機関)	・ 欧州労働組合連盟 (ETUC) ・ 欧州管理職会議 (Eurocadres/CEC)
市民団体 (7 機関)	・ 欧州消費者連合 (BEUC) ・ 欧州社会 NGO プラットフォーム ・ グリーン 8 ・ アムネスティ・インターナショナル ・ フェアトレード・ラベリング機構 (FLO) ・ 国際人権連合 (FIDH) ・ オックスファム
オブザーバー (11 機関)	・ 欧州議会 ・ EU 理事会 ・ 欧州経済社会評議会 ・ EU 地域委員会 ・ 経済開発協力機構 (OECD) ・ 国際労働機関 (ILO) ・ 国連環境計画 (UNEP) ・ アフリカ・カリブ・太平洋諸国グループ (ACP) ・ 欧州大学連盟 (EUA) ・ 持続可能で責任ある欧州投資フォーラム (EUROSIF) ・ 国連グローバルコンパクト

4. 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの機構

(1) 主な機構

ハイレベル会合 (High-level meeting)	
機能	フォーラムの目標や構成、手続きの側面の決定、並びに進行管理
開催頻度	年 1 ~ 2 回程度開催 最終報告書の取りまとめまでに計 5 回開催された
構成員	欧州委員会委員の出席、欧州委員会局長の議事の下、各ステークホルダー、オブザーバー計 70 名前後で開催

ラウンドテーブル (Round tables)	
機能	テーマ別の議題を討議
開催頻度	最終報告書取りまとめまでに、各ラウンドテーブルとも計 3 期開催 (1 期 1 ~ 2 日)
構成員	欧州委員会局長を議長として、参加団体およびオブザーバーを議題に応じた席数で配分 各団体は席数に応じて参加者を推薦、一回につき計 50 ~ 70 名程度

調整委員会 (Co-ordination committee)	
機能	ハイレベル会合およびラウンドテーブル会合の開催準備 欧州委員会は、調整委員会の同意を得てフォーラムを開催
構成員	欧州委員会と、各ステークホルダーが推薦する者 (ETUC (労働者団体)、UNICE (経営者団体)、CSRヨーロッパ (ビジネス団体)、Green 8 及び Platform of European Social NGOs (市民団体) がそれぞれ推薦する 2 名ずつ)

ハイレベル会合および各ラウンドテーブルの配布資料、議事要旨はウェブサイトにて公開。

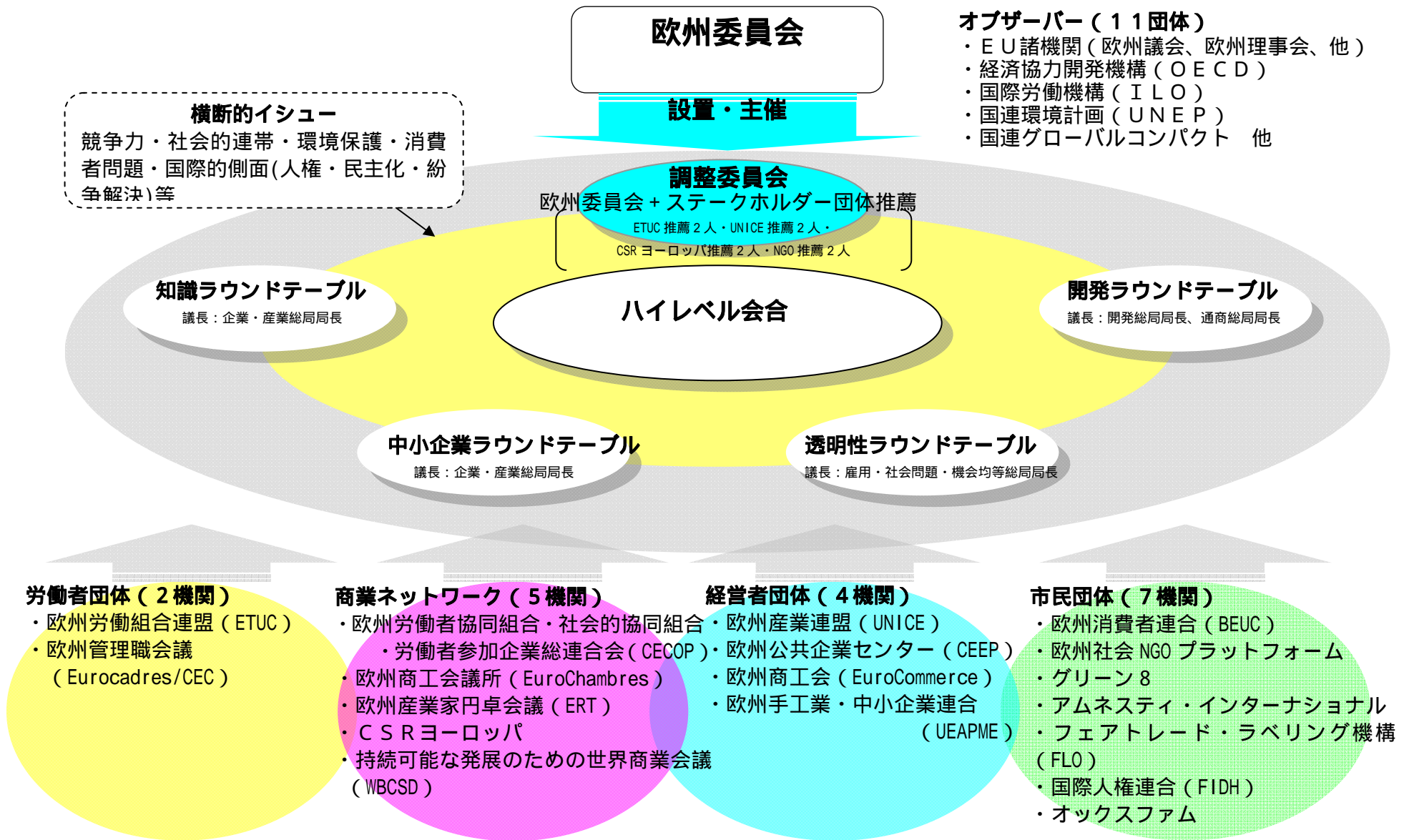
(2) 各ラウンドテーブル

知識ラウンドテーブル 議長：企業・産業総局局長	C S Rに関する知識向上、先進的な実践例についての情報交換の促進ラウンドテーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスにおけるC S Rのインパクト ・ C S Rに関する知識普及、イノベーション、理解促進のためのプロセス、インセンティブ、ツール ・ ビジネス戦略、構造およびプロセスにおけるC S Rの統合 ・ 教育および訓練におけるC S Rの統合
中小企業ラウンドテーブル 議長：企業・産業総局局長	中小企業におけるC S Rの促進ラウンドテーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業におけるC S Rビジネスの事例 ・ さらなるC S R理解促進のための、意識向上、先進的取組の普及、インセンティブ ・ 大企業と中小企業の協調
開発ラウンドテーブル 議長：開発総局局長、 通商総局局長	C S Rの開発的側面ラウンドテーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ C S Rと国際化 ・ エシカルトレードおよびフェアトレード ・ 貧困の軽減 ・ 金融の透明性
透明性ラウンドテーブル 議長：雇用・社会問題・ 機会均等総局局長	C S Rの取組とツールの多様性・統一性・透明性ラウンドテーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ C S Rの取組みとツール（行動規範、マネジメントシステム、報告、ラベリング、SRI）の信頼性、透明性 ・ 多様性と統一性

横断的議題(cross-cutting issue)について

横断的議題とは、それぞれのラウンドテーブルが扱うテーマに複数またがって関係する議題を言う。横断的議題の例として、競争力・社会的連帯・環境保護・消費者問題・国際的側面（人権・民主化・紛争解決）等が挙げられている。各ラウンドテーブルは、それぞれのテーマを扱う際に横断的議題を考慮に入れることが求められる。

(参考) 欧州マルチステークホルダー・フォーラムのイメージ図



5 . 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの議事

(1) ラウンドテーブルにおける議事のルール

会合報告の草案は、各ラウンドテーブル終了後二週間以内に提出される。ラウンドテーブルの構成員は、調整委員会の協議の後、この報告書を承認することが求められる。

会合の主要目的のうちの一つは、全ての当事者の経験を紹介し、共有し、学ぶことである。このことを通じて、相互的な知識を発展させ、障害物とその解決方法の両方についての価値ある教訓を確認する。

「善い、悪い」の議論は避けられるべきである。「名を指して辱める」、「名を指して褒め称える」議論は推奨されないし、そのような議論は議事録において報告されない。

3期を通じて、CSR 事例を含むステークホルダー関係者による発表は積極的に推奨される。

ディスカッションは、知見に富み偏見のないステークホルダーが自らのことを進んで発表することを目的とする。全体的な目的は、どこに意見の一致が見られるのかをはっきりさせ、どこに意見の食い違いがあるのかを報告することである。

ラウンドテーブルにおける議事のフォーマット (1期目のみ適用)

8:30	受付
9:00-10:00	開会、「ゲームルール」の説明、経緯と事実確認
10:00-11:15	事例1(30分)+休憩、討論(45分)
11:30-12:45	事例2(30分)+休憩、討論(45分)
ワーキングランチ、交流	
14:15-15:30	事例3(30分)+休憩、討論(45分)
15:30-17:30	得られた課題について、次回のラウンドテーブル会合へ向けたス テップ

(2) 事例研究について

各ラウンドテーブルは、最初にCSRについての先進的取組事例を取り上げ、そこから、CSRを促進する要因、CSRを阻害する要因を探り出すという方法を取った。

(取り上げられた事例の例)

Insight investment & Amnesty International

投資会社と人権 NGO が協力することで、投資活動によるスクリーニングを通じて広く企業の人権感覚を養おうとする例。企業が国際的に承認された人権規約等に敏感になり、その指針のもとで活動を行うことを促すことを目的としている。

Telefonica & Fundacion Empresa & Sociedad

企業のレピュテーション(評判)を無形の資産と捉え、それについてのリスクマネジメントを行っている例。レピュテーションに影響を与えるステークホルダー(投資家、消費者等から立法、メディアまで含む)を把握し、それぞれにどのようなリスクが潜んでいるのかを分析し、良好な関係を築くための土台にする等。

Federchimica & EMCEF/FEM CA CISL

化学関連産業の業界団体で、企業活動によって生じる健康、安全、環境への影響等に関する統一したマネジメントプログラムを構築した例。従業員の健康安全や環境保護、情報の透明性、企業外部との協力等のガイドラインが定められている。

Chiquita and Ethical Trading Initiative (ETI)

企業、労働組合、NGO からなる三者構成の自主的な機関が、主にサプライチェーン・マネジメントを通じて、ILO 基本労働条約の条件に適合した労働環境作りなど、CSR を普及啓発していく例。

Comité intersyndical sur épargne salariale (給与積立金に関する労働組合委員会) 労働組合が、給与積立金を社会的責任ファンドとして運用する例。

6 . 欧州マルチステークホルダー・フォーラム最終報告書 (2004年6月公表)

第一部 ~ 国際的および欧州において合意されている原理・基準・慣習の再確認 ~

CSRに関する各種の既存合意文章やガイドラインのうち、特に留意すべきものとして、ILO他国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、OECD多国籍企業ガイドライン、国連グローバルコンパクト等を掲げ、これらの重要性を再確認。各企業のCSRへの取組の際、大いに参照されるべきものとされた。

第二部 ~ CSRの規定要因の分析 ~

各ラウンドテーブルで挙げられたCSRの規定要因を、それぞれ内部促進要因および外部促進要因、障害要因、成功要因に分類し列挙。

内部促進要因	...	企業内部でCSRへの取組を促進する要因。 取組をすることによって得られる直接的または間接的な経営上の利点等。
外部促進要因	...	企業外部からCSRへの取組を促進する要因。 企業に取組への圧力をかける、投資家、消費者、労働組合等の各種ステークホルダーの行動。
障害要因	...	企業のCSRへの取組を阻害する要因。 CSRという用語の不明確さや効果の見えにくさ、実行する側の能力の不足、コスト面の問題等。
成功要因	...	企業のCSRへの取組を成功させる要因。 各ラウンドテーブルで確認された実効性のある取組。 <ul style="list-style-type: none">・ 経営陣の積極的なコミットメント・ CSRの取組やツールの業務への統合・ ステークホルダーとの対話による信頼形成・ 先進的取組事例の共有 ...他

第三部 ~ 将来のイニシアティブと勧告 ~

a) CSR 認知度の向上と知識の増大

1. 第一部で挙げた関連文書に具現されている基本的価値観や原理の認知度の向上
 - ・ 公共機関、ステークホルダーによる周知活動等
2. CSR に関する情報の収集・交換・普及
 - ・ ステークホルダーによるCSRに関する情報の収集・交換・普及活動
 - ・ 欧州マルチステークホルダー会議ポータルサイト設置等
3. CSR に関する研究の促進
 - ・ ケーススタディに基づいた学際的でマルチステークホルダー参加の研究活動の促進等

b) CSR を促進するためのキャパシティ・ビルディングと競争力強化

4. CSR の理解や業務への統合を促進するための企業の能力向上
 - ・ 企業間における相互学習や、CSR の実践例に簡単にアクセスできるような環境づくり
 - ・ 持続可能なサプライチェーン・マネジメント構築に向けた情報交換、影響調査等 ...他
5. “キャパシティ・ビルダー”の能力向上
 - ・ CSR 能力を向上させるためのキャパシティ・ビルダーの能力向上等
 - ・ 人材の確保 ...他

キャパシティ・ビルダー：CSR の取組の媒介者や援助者の役割を果たし、相乗効果をもたらす組織
例) ビジネスアドバイザー、消費者団体、投資家、労働組合、メディア
6. 教育カリキュラムへのCSR の統合
 - ・ ビジネススクールや大学その他の教育機関における、経営者・従業員の育成、消費者等の知識増大

...他

c) CSR を促進するための環境整備

7. CSR のための適切な条件の整備
 - 1) CSR のための適切な条件の整備
 - ・ CSR を推進する企業が市場でメリットを得られるよう、公共機関が法的枠組と経済・社会的条件を整備すること
 - 2) 透明性の確保
 - ・ ステークホルダーへの情報提供に際し、適切なコミュニケーションのチャネルを模索すること
 - ・ 透明性確保に向け、経営幹部が明確なコミットメントと戦略を提示すること ...他
 - 3) 投資家、とりわけSRIによる、非財務的要素の評価
 - ・ SRIファンドの指標や投資基準等に関する情報を集約し、アクセスを容易にする等
8. ステークホルダー・ダイアログの促進
 - ・ CSR 活動の初期の段階からの建設的な対話の推進
 - ・ 企業の従業員との間で、企業レベルでの個別イシューに関する対話を行うこと ...他
9. 公共機関およびEU の役割
 - ・ 特に貿易政策・開発政策及び国際合意を通じ、欧州及び世界の持続可能な発展の達成に向け、分野横断的な政策の首尾一貫性を確保すること
 - ・ 市民の人権や社会・環境権の保護のための適切な法的枠組の提供
 - ・ 環境及び社会面を考慮に入れた公的資金の使用についての検討
 - ・ 公的機関自身が、雇用者や消費者としてそれぞれの役割を果たすこと

その他

以上の勧告は、相互補完的 (mutually reinforcing) であり、全ての主体の貢献を求める。

フォーラムは、欧州委員会に対し、以上の勧告の実施に向けた支援のあり方について検討し、今後の文書 (コミュニケーション) において提示することを求める。

フォーラムは、欧州委員会と全てのステークホルダーに対し、最初のレビュー会合を二年後に開催するよう求める。

7. 欧州マルチステークホルダー・フォーラム最終報告書公表 以後の動向

(1) 欧州委員会「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」(2006年3月)

リスボン戦略の改訂後に公表された欧州委員会の新たなコミュニケーション。CSRの自発的側面を強調し、普及啓発活動や調査研究の促進、教育課程へのCSRの組み込み等の取組の必要性を提唱。

フォーラムについては、普及啓発活動やキャパシティー・ビルディングの必要性についてはコンセンサスを得ることに成功したものの、情報開示の義務付けやヨーロッパレベルでの基準策定については合意が得られないなど、企業とそれ以外のステークホルダー間の対立を鮮明にしたとの限定的評価。

欧州におけるCSRの進展を継続的にレビューするため、フォーラムの定期開催を提唱

(2) 「CSRのための欧州同盟 (A European Alliance for CSR)」の設立

「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」(2006年3月)における欧州委員会の支持を受け、CSRヨーロッパなど産業界ネットワークが中心となり、CSR促進のための政治的な“傘”として設立された新たな枠組。同盟は自発的なものであり、企業は参加にあたって同盟への支持を表明すればよく、署名の必要はない。

主に、CSRの普及啓発活動、積極的なステークホルダー・エンゲージメントや非財務情報の開示の奨励等を行っている。

(3) 「欧州マルチステークホルダー・フォーラム・レビュー会合」の開催 (2006年12月)

各ステークホルダー、各国政府、欧州委員会の取組のレビューを実施し、報告書の勧告項目に従い269件の取組を紹介。

ただし、労働組合及び市民団体の多くはレビュー会合をボイコット。次回レビュー会合は2008年に開催予定。

(4) 欧州議会決議「企業の社会的責任：新たなパートナーシップ」(2007年3月)

フォーラム最終報告書の尊重、特に、法的枠組の整備の必要性に言及した第7章を尊重することを決議。

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

委員名簿

委員長	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員長代理	上妻 義直	上智大学経済学部教授
委員	秋山 をね	株式会社インテグレックス代表取締役社長
	阿部 治	立教大学社会学部現代文化学科教授
	海野 みづえ	株式会社創コンサルティング代表取締役
	小畑 史子	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高 巖	麗澤大学大学院国際経済研究科教授
	谷本 寛治	一橋大学大学院商学研究科教授
	浜辺 陽一郎	早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士
	藤井 良広	上智大学大学院地球環境学研究科教授
	水口 剛	高崎経済大学経済学部教授
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授